

第百八十六回国会

参議院財政金融委員会會議録第五号

平成二十六年三月十八日(火曜日)

午後一時開会

委員の異動

三月十八日

辞任

中山 恭子君

補欠選任

藤巻 健史君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

塚田 一郎君

鶴保 庸介君

長峯 誠君

西田 昌司君

尾立 源幸君

西田 実仁君

委員

愛知 治郎君

石田 昌宏君

片山 さつき君

熊谷 大君

長谷川 岳君

三宅 伸吾君

磯崎 哲史君

大塚 耕平君

風間 直樹君

金子 洋一君

安井 美沙子君

山本 博司君

井上 義行君

大門 実紀史君

藤巻 健史君

川田 龍平君

平野 達男君

国務大臣

財務大臣
国務大臣
(内閣府特命担当大臣(金融))

麻生 太郎君

副大臣

内閣府副大臣
財務副大臣

西村 康稔君

大臣政務官

総務大臣政務官

厚生労働大臣政務官

事務局側

常任委員会専門員

政府参考人

内閣府大臣官房審議官

金融庁総務企画局長

金融庁総務企画局長

金融庁総務企画局長

総務大臣官房審議官

外務大臣官房審議官

財務省主税局長

国税庁次長

厚生労働大臣官房審議官

厚生労働大臣官房審議官

厚生労働大臣官房審議官

厚生労働大臣官房審議官

厚生労働大臣官房審議官

厚生労働大臣官房審議官

厚生労働大臣官房審議官

厚生労働大臣官房審議官

厚生労働大臣官房審議官

厚生労働大臣官房審議官

厚生労働大臣官房審議官

厚生労働大臣官房審議官

厚生労働大臣官房審議官

厚生労働大臣官房審議官

厚生労働大臣官房審議官

国土交通大臣官房技術審議官
国土交通省航空局次長

坂下 広明君

本日、の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○所得税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○地方法人税法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(塚田一郎君) ただいまから財政金融委員会を開会いたします。

政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

所得税法等の一部を改正する法律案及び地方税法案の審査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、政府参考人として内閣府大臣官房審議官豊田欣吾君外十四名の出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(塚田一郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(塚田一郎君) 所得税法等の一部を改正する法律案及び地方税法案の両案を一括して議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○尾立源幸君 民主党・新緑風会の尾立でございます。連日質問に立たせていただいておりまして、今日は持ち時間が十分と短いので、二問、三問ぐらいになるかと思いますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

まず、確定申告も終わったばかりでございますけれども、関係各位の皆さんの御協力には心より

感謝申し上げます。私も申告が始まった初期の頃に地元の税理士の先生方とともに申告会場を視察させていただきました。また現場の先生方、職員の方からいろいろな生の意見を聞いてまいりましたので、そんなことも含めて質問をさせていただきました。税理士の先生方には、申告納税制度の円滑な運営また発展のために日頃御協力いただいていることを改めて感謝申し上げます。

今回、税理士法改正がこの法案の中に入っておりますけれども、我々民主党政権時代からこの税理士法を見直しということの頭出しをさせていただき、ついに三年、四年かかってこまで実現できたということに大変感慨深いものがあります。そんな中で、今回の改正の中身について質問をさせていただきます。

公認会計士への資格付与について、改正案では以下のように書いてあります。「公認会計士法第十六条第一項に規定する実務補習団体等が実施する研修のうち、財務省令で定める税法に関する研修を修了した公認会計士とする。」となっております。

そこで質問でございますが、その研修内容について具体的な中身やレベルがどのようなものを想定しているのか、現時点で答えられる範囲で答えていただきたいと思いますし、もう一点、確認させていただくんですが、この研修については、内容を国税審議会が決めるもので、従来のように公認会計士への資格の自動付与ではなく、高度な税法に関する研修を受けることと修了することによって資格が付与されるものと承知しておりますが、その理解でよいのか、改めて大臣にお聞きしたいと思います。

○国務大臣(麻生太郎君) 現在、御存じのよう

に、公認会計士は公認会計士の資格を取りますと自動的に税理士資格を付与される制度となっており、税理士法第三条ということになっております。

今回御指摘のありましたように、この制度を改めさせていただいて、公認会計士法に定める実務補習団体等の実施する研修のうち、国税審議会が指定する研修を修了した公認会計士のみに税理士資格を与えるということにいたしております。この国税審議会が指定する研修の内容につきましては、税理士試験のいわゆる税法科目の合格者と同程度の学識を修得できる研修ということを考えておりました。

○尾立源幸君 ありがとうございます。また詳細については、この委員会等でも今後議論させていただきますかと思っております。

いずれにしても、ちょっと参考までに、この公認会計士と税理士さんとの間のいわゆる業際問題というんですか、この資料を付けさせていただきます。私も公認会計士として資格を取って、今税理士として仕事をこれまでしてまいりましたけれども、ちょうど私が税務業務を始めたのは、昭和五十五年の許可公認会計士制度の発足というこの制度のつとめて最初は始めさせていただきます。その後、平成十三年の改正で許可公認会計士制度の廃止という歴史的な変遷があるわけなんですけれども、私がなぜこれを今日お示したかという、この業際の問題については今回の件である意味打ち止めということで、余りこれから議論がまた沸騰しないように関係者の皆さんにも是非御協力をいただきたいという思いで配付をさせていただきます。

それでは次に、いよいよ四月からまた消費税が上がります。このまま行きますと、昨日も西田議員からも滞納状況等が示されておりましたけれども、率が八%になるわけですから、単純に額として見れば、ほっておくと一・六倍になるんじゃないかなという危惧を持っております。

そういう意味で、国税職員の皆さんにもより一層また奮闘していただかなきゃいけないと、そのように思っているところで、また、我々の政権でも納税環境整備ということをやつてまいりました。これは、納税者の方からは非常に評価され、税務当局と納税者の権利が平等に近くなつてきたという、こういう評価をいただいているんですけれども、一方では、税務職員の皆さんには、事務的な手続の煩雑さといいますが、事務量が増えて大変な御苦労も強いっているというのも確かでございます。

そういう意味で、引き続き、担当大臣としては是非お願いをしたいのは、この歳入確保という最大の国家の要とも言える国税の仕事を担当していただいている皆さんの士気をしっかりと高めて職務に邁進していただくためにも、定員の確保ということについて改めて決意をお聞かせいただきたいと思っております。

○国務大臣(麻生太郎君) 今、尾立先生御指摘のありましたように、税務行政というものの、この税金を取るといふ話は、これは、環境といたしましては経済取引が物すごく国際化してきた、しかもみんな手書きじゃなくてICTを使うようになりまして、結果として事務量がえらい増大したということになっておまして、さらに、消費税が引き上げられます中、引き続き適正公正な課税、また徴税というものを確保することは、これは大きな課題であります。

したがって、今御心配いただきましたように、私どもとしては、平成二十六年年度の予算においては国家公務員全体で約一千二百人の大幅な定員の純減ということになっております中で、国税庁につきましては純減の幅を六十六人ということにさせていただいて小規模にとどめさせていただいております。これは、もっと増やせという御意見も正直ないわけではなかったんですけれども、今、結果として、こういった形で申請をさせていただ

いております。

今後とも、引き続き、これは業務の運営は効率化を図るのは当然のことですけれども、必要な定員やまた処遇の改善ということにつきましてはこれを確保していく、人員を確保する等々、課税及び徴税に支障を来さないよう、士気が落ちることのないよう努めてまいりたいと考えております。

○尾立源幸君 ありがとうございます。是非しっかりとお願いしたいと思います。

最後に、実務、現場を視察してのちよつと意見を申し上げたいと思っております。

一つは、消費税の滞納に納付の回数に関係しているんじゃないのかと。つまり、額にもよりますが、前年度の、年一回納めればいい人から毎月納付までいろいろあるわけなんですけれども、国税庁にその納付回数と滞納率のデータがないかと聞いたら、ないということなんです。驚くべきことなんで、これはしっかりと取っておいてもらいたいんですけれども。そういう意味で、是非そういうデータを取って、やっぱり人間、一年分まとめて払えと言われますと、これはやっぱり、西田先生実務をやっているとお分かりのように、どうしても使ってしまうんですね、運転資金等々に。ということで、是非国税庁の方ではこの研究をまづしていただいて、やっぱり毎月納付の方がいいんだねということであれば、そういう方向に持っていくていただきたいのが一点。

もう一つは、復興特別法人税の廃止は今回なされましたが、一方で、分ち合いということで復興所得税ですね、これは二十五年間継続することになっております。これはもちろん趣旨はいいんですけれども、その納付の方法等とちよつと現場で混乱しております。これは二・一%ということのいかにも中途半端な率の問題と、それと申告書に二段で書かなきゃいけません、本税と特別税。特別税をどうしても忘れがちで出してしまうて、またこのやり取りがあるというような問題もありまして、その率の再検討をお願いしたいことと、多分麻生大臣もよく言われているんじゃないかと

思いますが、また、この申告書の書き方も是非工夫していただいて、二十五年間続くわけですから、我々もどこまでこれは責任を持てるのか分かります。

ということで、そのことを検討していただくということを一言いただければと思いますが、よろしくお願いたします。

○国務大臣(麻生太郎君) 最初に中間申告制度の方から答弁をさせていただきますが、これは消費税が消費者からの預り金という、簡単に言えば預り金ということになりますので、そういった点を解しますと、前年の税額が四十八万円、これは地方消費税を含めるとプラスの十二万、六十万円に上るのかと思いますが、これを超える事業者につきましては前年の税額に比べて年一回、三回、又は十一回の中間申告の義務が付けられているものであります。中間申告納税の回数を増やすということにつきましては、これは消費税滞納の発生の未然防止につながるのではないかと。御意見は確かにございます。他方、事業者の申告納付の増加によるこれは負担も増えますので、その問題があると考えております。

いずれにしても、平成二十四年の八月に成立しております税制抜本改革法では、中間申告義務のない中小企業の方で、前年の税額が四十八万円以下の方が計画的に消費税の納税を行っていただけるよう、自主的には年一回の中間申告、納税ができる制度を導入させていただきます。

いずれにしても、この任意の中間申告制度というのは本年四月から適用させていただきますので、この施行状況等々を見まして、今御指摘のありました点、今後の参考にさせていただきますと思っております。

もう一点、復興所得税につきまして、二十五年の申告から初めての確定申告ということになりますので、手書きの申告の多くに記載漏れが生じていると、もう間違いなく事実であろうと思っております。これは国税庁のホームページの確定申告書の

作成ソフトの方にはもう自動的に載っておりますので、こういうのを利用していただくとお思いますけれども、利用されている方がそんなにいらつしやるかといえば、小さなところでは全然利用されていらつしやらない方もいらして、手書きの方もいらつしやいますので、記載漏れがあった場合には、これは納税者の方々によく説明をした上で税務署の職員がこれは全件、是正をしているものと承知をしておりますけれども。

国税庁の方から文書によっていろいろ、復興特別所得税分を所得税本体に含めてしまうということにつきましては、これは負担をどれだけ分かち合うかということが何となく薄れてまいりますので、納税者にとつて分かりにくくなります。また、復興の費用負担を今生きております世代全体で分かち合うという、いわゆる復興特別所得税の制度として趣旨も明確になるというので適当ではないのではないかと考えております。

いずれにいたしまして、復興所得税に係る広報というものがこれは大事なものであつて、周知を努めるとともに円滑な申告というものに努めてまいりたいと考えております。

○尾立源幸君　ありがとうございます。終わります。

○委員長(塚田一郎君)　この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、中山恭子君が委員を辞任され、その補欠として藤巻健史君が選任されました。

○金子洋一君　お疲れさまでございます。民主党の金子洋一でございます。

今日は、まず円安の悪影響が出ている業界への配慮につきまして取り上げさせていただきます。また、先日の予算委員会では、麻生大臣から、通貨の供給とか金融の緩和とか、そういったことで副次的に円安が起きたという御答弁がありました。まさにそのとおりだと思いますし、円安自体は景気

を良くする上で大変有効な手段であろうと思ひます。

ただ、光があれば影がございます。円安によってエネルギー関係の価格が上がったことによつて大変大きな困難に直面をしている業界がございます。そういった業界についての御配慮について、今回のテーマに沿つてお尋ねをさせていただきます。

まず、予算委員会では、電力を大量に消費をしてスクラップを製鉄をする電気炉を使う製鉄業についてお尋ねをいたしました。その電力多消費産業についてなんですけれども、今回は生産性向上設備投資促進税制が新設をされます。そして、エネルギー使用合理化等事業者支援補助金が拡充をされます。これは両方ともいいことだと私は思います。

ただ、十分な設備投資を行う余力がない産業、特に今回取り上げました電炉を使うような電力多消費産業にとつては、これはなかなかこのままでは使いにくい、工場全体で見ても何%の効率化がなければ駄目ですということになります。大変大きな設備投資が必要になります。そこまで大きなものは今の状況では難しいというのが電力多消費産業の現状だと思います。

そこで、こういった産業にも使いやすくなるような工夫をすべきではないかと思いますが、経産省にお尋ねをいたします。

○政府参考人(西山圭太君)　お答えを申し上げます。

先生お尋ねの生産性向上設備投資促進税制でございますけれども、生産性の高い先端の機械装置などへの設備投資に対して、即時償却ですとか税額控除を講ずることとこれらの設備投資などへの投資を促進するものでございます。特にその税額控除につきましては、大企業でも5%の税額控除、中小企業では7%、更に規模の小さい企業に対しては10%ということ、かなり思い切つた税制措置の内容になっております。

手が良いようにということでございますけれども、まず第一に、この税制は、工場全体を必ずしもリフォームをする必要はございません。まず一つの類型は、設備単体で入れ替える場合にも対象としております。それから、今、生産性向上というふうに申しましたけれども、この生産性というの、できるだけ幅広くお使いいただく観点から、様々な尺度で捉えることを可能としておりまして、例えば、いわゆる単位時間当たりの生産量のようなもののみならず、電力消費量も含めましてエネルギー効率の向上もまさに生産性の向上ということの対象にしてきております。

したがって、現在の設備投資税制におきましても、そのエネルギー効率あるいは電力使用量を向上させるような設備の導入についても十分御利用いただける制度であるというふうにご考慮しております。実際に、二月末現在でその設備単体の利用対象となつております設備が百五十三件、それからライン全体を入れ替えるような場合の投資について五十六件が対象になっておりますけれども、その中にも現実に電力使用量をかなり抜本的に削減するような設備を導入されているような場合も対象になっておりますので、今後ともこういったような企業に御利用いただけるよう、引き続き広報等を努めてまいりたいというふうにご考慮しております。

以上でございます。

○金子洋一君　ありがとうございます。

今日、時間がありませんので、また細かいことについては別途いろいろと議論をさせていただきます。

また、この電炉以外にも今回取り上げたいのが航空機関連の産業であります。

円安が原因で航空機燃料というのは円建ての価格が上がつております。少なくとも円安の部分で上がっている部分もかなりございます。同時に、これは利用者の負担も大きく上がるということになってきております。今回は航空機燃料税の税率の軽減水準を、これを三年延長するというところで

ありまして、これ自体はいいと思うんです。いいと思うんですけれども、そもそも論として、空港整備勘定の抜本的な見直しというのが必要になるのではないかと私は思つております。

つまり、日本各地にかなり空港というのは百に近い数で存在していると、これ以上どんどん造つていくような状況にはないということになれば、これまでと同じような空港整備勘定の在り方というのはもう変えていくしかないのではないかと。それを変えようということになれば、この航空機燃料税の在り方も変えていかなければならないのではないかと。そういうふうな形で今後取り組んでいかれるのか、これは国交省にお尋ねをしたいと存じます。

○政府参考人(甲斐正彰君)　お答えいたします。

航空機燃料税につきましては、平成二十三年度より三年間、我が国航空会社の国際競争力の強化という観点から約三〇%引下げを行いました。その後のリーマン・ショックの影響などで地方路線を中心に国内航空ネットワークが縮小しております。その回復、充実を図るために当該軽減措置の三年間延長を行う、お願いしているところであります。

一方、空港整備の観点から申し上げますと、老朽化した空港施設の更新、改良、滑走路などの耐震化や必要な空港機能強化などを着実に進めていく必要がありまして、航空機燃料税はその重要な財源になっていところであります。

したがって、軽減期間経過後の空港整備勘定や航空機燃料税の在り方につきましては、その時点におきまして航空ネットワークの回復、充実の状況、今後の空港整備に要する費用の規模、空港経営改革を進めておりますが、これにより我が国の航空会社の競争力などを総合的に見極めた上で慎重に検討する必要があるというふうにご考慮しております。

○金子洋一君　ありがとうございます。

三年前と比較をしましたら我が国の航空機産業の競争力というのは随分元に戻ってきたとは思いますが、やはり根本的なところで見直していただきたいと思います。

さらに、航空機絡みなんです、国際連帯税ですね。これ、今回は国際連帯税については全く取り上げられていないことになっておりまして、このこと自体にどうこう申し上げるつもりはないんですが、特に航空券に課税をする形での連帯税を導入しようとおっしゃる方が大変多いことに私は大変憂慮をしております。今回、円安になつておるといふことで、航空機を利用する方々に対しては非常に負担が大きくなつておられます。そうした利用者のことを考えますと、仮に航空券に連帯税という形で課税をするということになりましたら、これはかなりデメリットというのが大きいかと思います。

昨日もこの委員会の質疑で、航空業界からも観光業界からも反対の声が上がっていない旨の御発言が委員からありましたけれども、私はそんなことないと思います。現に私の元には、いや、こういう形での課税というのは非常に困るという声がたくさん届いております。

そこで、国交省にお尋ねをしますが、こういった形で、航空券に課税をする形の連帯税についてどういふふうにお考えか。私は非常にデメリットが大きいと思います。

○政府参考人(甲斐正彰君) お答えいたします。国際連帯税の財源を航空券への課税に求めるという点につきましては、途上国の支援などを国際航空の利用者の負担で行うということでありまして、受益と負担の関係が明確とは言えないのではないかと。それから、今回、航空機燃料税の軽減をお願いしておりますけれども、このほかにも空港の着陸料など公租公課について引下げを行っておりますところ、これらの取組に逆行することになりはしないかという点。それから、航空券連帯税の導入国がまだ十一か国にとどまっております、アメリカ、イギリスなど航空大国

での導入がまだなされていないということ。それから、我が国の航空会社は導入に反対しているという点など、いろいろ問題点が多いというふうと考えております。

とりわけ、昨今、航空会社では、先生御指摘のように、円安による燃油費の高騰によりまして運賃値上げが実施されているところであります。新たな課税がなされますと、利用者の消費意欲にも大きな影響があるのではないかと私も考えております。

○金子洋一君 ありがとうございます。航空券に掛けるというアイデアはまだ具体化していない、全く出ていないということですので、この件に関するコメントを財務大臣からいただくわけにはいきませんけれども、国際連帯税についてどういふ形で今後御検討になるのかと。これ、法律の中で検討の方向でいくということにはなっていると思うんですが、どういふふうにお考えか、お聞かせいただきたいと思います。

○政府参考人(田中一穂君) 先生御案内のとおり、税制抜本改革法の中で、国際的な取引に関する課税については、国際的な租税回避の防止、投資交流の促進等の観点から必要に応じ見直すとともに、国際連帯税について国際的な取組の進展状況を踏まえつつ検討することというふうにございます。

それで、先ほど国交省の方から御答弁がございましたが、航空機の航空券に着目する税にするのか否かを含めて、いわゆる国際連帯税と言われるもの、まだ全体的なイメージが御議論をされている方の中でも区々でございますので、一般的に新たな税を導入するに当たっては、やはり課税の目的、それから範囲、効果、それから当局の執行可能性等について幅広く検討していく必要があるというところで、まだ具体的な検討内容に入っていないという状況でございます。

○国務大臣(麻生太郎君) 加えまして、これは金子先生も御指摘のあったところでございまして、昨日もまたかの答弁にも、お答えしたと記憶しますが、

これ、何で飛行機だけなんですという話になります、途上国の支援のため何で飛行機の利用者だけに掛かって、船、豪華客船とかクルーズとかいろいろありますが、そっちはどうしたんですとか、これはいろいろまだ質問というか御意見の分かれていますところでもありますので、この点につきましては、これは執行の可能性の話ともかく、その大前提となる話を少し詰めていただかねとかなかなか話は進まぬのではないかと考えております。

○金子洋一君 ありがとうございます。まさに、なぜ航空機だけなのかというところだろうと思っておりますので、またこの点につきましては制度設計がはつきりしてからいろいろな形で議論をさせていただきたいと思っております。

続きまして、円安の燃料関連でまいりますけれども、円安も原因となつてガソリンの価格が上昇をしておるわけでありまして。高値安定という状況だと思っております。自動車につきましては、こういった形でガソリンの価格がユーザから見ますと上がっているの負担が大きくなっているというところで。

今回、自動車関連諸税として取得税の廃止後に、軽減後にその財源をどうするかという問題が出てくるんだらうと思っておりますが、これは総務省にまずお尋ねをしたいんですけれども、この取得税を廃止する財源を同じく自動車に係る税に求めると、例えば環境自動車税とかガソリンに関する税とかあるいは保有に関する税という形で求めたのでは、これは何のために取得税を下げたのか分からないうことになつてしまふと思っております。総務省、いかがお考えでしょうか。

○政府参考人(平嶋彰英君) お答えをいたします。自動車取得税の廃止に伴う代替財源ということでございますけれども、これも委員御承知のとおり、税制の抜本改革法の中に検討方向の規定がございまして、自動車取得税及び自動車重量税については、国及び地方を通じた関連税制の在り方を

見直しを行い安定的な財源を確保すると、このような規定がございまして。これは、民主党政権時代の平成二十四年度の税制改正大綱を引いた形で立法されたものでございまして、このように、国及び地方を通じた関連税制の在り方をまず見直しなさいという規定なものでございまして、そのため、総務省におきましては、地方財政審議会に検討会を設けて、車体課税全体について幅広く検討をお願いを申し上げました。

その結果、報告書の中で、税制抜本改革法の規定のほかに、既にエコカー減税等によりまして相当程度の負担の軽減が図られてきていると、そういったことも踏まえて、まず、車体課税の中の負担の不均衡による是正で確保できる税収は確保すべきではないかという御指摘を頂戴しました。

そういったことで、私も、自動車税における賞目格差の是正でございましてとか軽自動車税の見直しといったことを検討すべきという問題提起をいただきました。これらと与党の税制調査会に議論をお願いしたところでございまして、これらを取りまとめで、現在御審議をいただいている税制改正案になつていっているというふうにお承知をいただいているところでございます。

今回の改正におきましては、御指摘のとおり、自動車取得税の引下げのほか、エコカー減税の拡充もされておりますので、負担の軽減やグリーン化にも配慮をされているというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○金子洋一君 そういふ形でお答えになるんじゃないかなとは思つておりましたけれども、これ元々、消費税が上がるといふことで、じゃ、取得税どうするんだという形になつたと思ひますが、そうなりますと、通常の自動車取得税が大体五割ぐらい通常は掛かると、その上にまた消費税が上がるんじゃないかというの議論の出発点だと思ひますので、そのところはこれは財務省にもしっかりといただかなければならないと私は思つております。

続きまして、税理士制度に入らせていただきます。
今日は尾立議員からも御指摘がありましたけれども、今回、公認会計士に係る資格付与の見直し、研修の受講ということであつたわけであります。

この改正自体には私も賛成をいたしますけれども、現行の制度について、私はこういう声をいろんな方から聞いております。今の制度では、新任の公認会計士の皆さんは税法は余り御存じないんだと、研修も一科目をさらっとやる程度だという御指摘でした。そして、そういった新任の公認会計士の皆さんに税理士としての資格を与えるということによって、結果的に税法を知らない人々が入ってくるということでした。もちろん、立場によつてはこういう御意見と違う御意見の方もおいでなんだろうと思いますが。

まず、これは金融庁にお尋ねをいたしますが、金融庁によります二〇一八年までに会計士を五万人にするという構想が、これがそもそも公認会計士の皆さんの供給過剰の原因ではなかったのかと思います。この構想は、そして既に撤回をされたんでしょうか、それともまだ生きているんでしょうか。

○国務大臣(麻生太郎君) これ、平成十四年の金融審議会の答申におきまして、公認会計士については、監査証明業務の担い手としてだけでなく、企業における専門的な業務の担い手として経済社会における重要な役割を担うことが一層求められているとした上で、平成三十年までに総数が五万人程度になることを見込んで、年間二、三千人が新たな資格試験合格者になることを目指すとされておりましたのは御存じのとおりであります。

この答申につきましては、公認会計士が経済社会の幅広い分野で活躍していくことが望ましいという基本的な考え方それ自体は現在もこれは妥当なものと考えております一方、具体的な数値目標に向けて制度を運用していくという考え方は正直有していないというところであります。

なお、公認会計士試験の合格者は、平成十八年の試験制度への移行後、一旦は増加しましたものの、平成二十年以降漸減というか減つてきておりまして、経済情勢の悪化も多分に背景としてはあるんだと存じますが、監査業界の採用数が大きく減少をいたしております、試験に合格しても就職できないという人が多数生じたものと承知をいたしております。

いずれにいたしましても、公認会計士の活動領域というものを拡大するということによって、これは投資家から信頼をされる金融資本市場というのをつくり上げていくのに、これは公認会計士というのは極めて大きな役割を果たせるはずでありますから、そういった活躍は期待しつつも、今申し上げたのが現状であらうかと存じます。

○金子洋一君 ありがとうございます。実質的には、そういった五万人というような数字でやつていく状況ではもうなくなつたというふうな受け止めさせていただきます。

こうした増員計画というのは税理士さんにはなかったというふうに私は理解をしております。また、昨日の委員会で麻生大臣からは、税理士業務をなさる方々には高い質が必要だというふうなお話もありました。私のこれは個人的な意見ですけども、公認会計士の試験に合格した方に無条件で他の資格である税理士としての業務を認めるということは、これはおかしいんじゃないかと思っております。

ただ、今後、制度が改正をされるということでありまして、そこでお尋ねをさせていただきたいんですけれども、公認会計士の実務補習所の中で税法の研修をするというふうには私は承つておりますけれども、この税法の研修を受けなければ公認会計士の資格が得られないという解釈でよろしいんでしょうか。これは金融担当大臣としての麻生大臣にお尋ねをいたします。

○国務大臣(麻生太郎君) 現状において、御存じのように、公認会計士となるためには、租税科目を含む公認会計士試験に合格した上で改めて税を

含む研修を受講ということになって、その修得を確認するための修了審査に合格することが求められております。これは現状においてもです。

また、公認会計士協会においては、公認会計士資格取得後の研修において税務科目の受講を義務化するなど、公認会計士の税務能力の維持向上のために必要な施策の実施に取り組んできておられるものと承知をいたしておりますが、さらに、今回の税理士法の改正によつて、国税審議会が指定する研修を修了した公認会計士に対して税理士資格を付与するということにおけるところでありまして、いずれにしても高い質が確保されるのを目的といたしておりますので、今後とも更に不断の取組が必要であらうと考えております。

○金子洋一君 高い質を維持をされるということ、またその制度設計などにも関心を持つていきたいと思ひます。

最後の質問になりますが、復興特別法人税の関係になります。

足下の企業収益を賃金の上昇につなげていくきっかけとするため、一年前倒しして終了するというところであります。減税自体には私は賛成をいたしますが、これが本当に賃金の上昇につながるのかということには私は大変疑問を持っております。政策の割当てを間違えているんじゃないかと思ひます。特に、こういうロジックで法人税を下げると賃金に回っていくのかということが問題だと思ひます。回るかもしれない、回らないかもしれない。それでしたら、より直接に、同じ財源を使つて復興所得税二・一分をいじる、いじると言うとかで、制度を変えると、しばらくそこを取らなくすとかですね、そういう手は幾らでもあるんじゃないかと思ひます。あるいは、所得税と所得税を実質的に納税していないところにメリットがないから、じゃ給付金だというやり方もあると思ひます。

なぜそういった形ではなくて法人税減税で賃上げという理屈になったのか、私、大変疑問に思つておりますが、大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(麻生太郎君) 復興所得税の減税を行えば、これは自動的に個人の可処分所得が増えることとなりますので、それはもう間違いないんですが、しかしながら、所得とか消費の持続的な拡大につながっていくといったことにするために、経済の好循環を実現しないとなかなかさうなわけにはまいりません。

企業の積極的な賃上げ、ベースアップに限りませんけど、定期昇給を含めまして、賃上げを促して企業収益の拡大を個人の所得や消費の拡大につなげるという総合的な取組の方が効果的と考えて、今回、所得拡大促進税制の拡充などと併せて復興特別法人税の前倒しの廃止を実施させていただくことにさせていただいた次第です。

現状においては、先週でしたか、自動車、電機など金属労協から出された資料を見ましても、賃上げ要求が、労働組合から十何年ぶりでベースアップを含む賃上げという要求が、回答が示されております。また、回答内容が判明した多くの企業においては、ベースアップの回答がなされたとか、一時金については多くの企業が前年を超える水準の回答がなされたものと承知をいたしておりますが、今御指摘のありましたように、世の中、景気が良くなつたから給料が上がるなんて、そういう仕組みで世の中は動いておりません。これは、景気が悪くても人が足りなくなれば給料、取り合いになりますので給料は上がる。有効求人倍率、有効求人率との差でこれは賃金が決まっております。

今、御存じのように、もう採用いたしますと、その分だけ社会保障の金を払う額が増えるから雇いたくない。したがって、その分はパートでやる。何ですか、アルバイトとかいろいろな表現がありますけど、臨時でやる。いろんなのをやられておりますので、臨時の給料の時間給は上がっております、間違いなく。そちらの方が効率がいいけれども、そちらの方は今度は人の取り合いになつてきておりますので、そちらの方は給料が上がっている、時間給が上がっているということに

なっておりますので、これは、今の段階で具体的なところとしては、一応、過日の連合等々のあれを見ましても全体として上がっておりますが、これが中小企業、中小零細企業の方まで行っているかどうかというのは、それはこれから話でありまして、ここは注意深く見守っていかねばならぬところだと考えております。

○委員長(塚田一郎君) 金子洋一君、時間ですので。

○金子洋一君 はい。

ありがとうございます。まさに認識はほぼ同じだと思います。春闘の回答はありましたけれども、消費増税による給料の目減りを補うにはまだまだ足りないと思っておりますので、またこの件につきましてはこの委員会でも議論していかせていただきたいと思います。

終わります。ありがとうございます。

○大門実紀史君 お疲れさまでございます。

まず、所得拡大促進税制について伺います。

給料を増やしたら、増やした分の一〇％税額控除をしてあげますという制度でございますけれども、この制度を全面否定するつもりは更々ございません。厚生労働省のいろんなまちまちした補助金よりは、財務省の制度ということもありますから、経営者に対するアナウンスメント効果のようなものはあるだろうというふうに思いますけれども、ただ、具体的に、現場の感覚からいいますと、企業の経営者が賃金を上げるといのは、給料を上げるといのは大変なことでございます。中小企業のおやじさんたちは、上げられるものなら上げてあげたいと思っております。ただ、上げるときは、やはりそれなりのいろいろなことを判断して上げられるんだというふうに思います。したがって、この促進税制というのは、この税制があるから賃金を上げようというよりも、別の理由で、経営者判断として上げた、そういう企業に対して、何といいますか、結果に対する報奨金といいますが、後からの御褒美的といいますが、そういう効果は否定はしませんし、それはそれで重要なことだと思うんですけど、所得拡大促進という点ではちよつと違うんじゃないかなと思うんですね。

この辺はリアルに、やっぱり国の税金も掛かりますので見ておく必要があると思うんですけども、麻生大臣は経営者感覚もある方でございますので、実際問題どういうふうにかこれを捉えておられるのか、お聞かせいただきたいと思ひます。

○国務大臣(麻生太郎君) この税制につきましては、平成二十五年度の税制改正で導入されたんですが、賃上げをしていく企業を一層支援するという観点から今回の税制改正で拡充を図るといふことにさせていただいたところなんです。それがあつたら労働組合とか組合からの賃上げ要求に対する回答がよくなされたかと言われると、ちよつとそれはこの税制のおかげですよと申し上げるほど私も自信があるわけではございません。正直なところですよ。

ただ、回答内容が判明した多くの企業においてベースアップの回答がなされたというのは、正直私も、これは一時金かな、まあ賞与かな、何かという感じがしないではなかったんですが、ベースアップの回答がなされておりますし、一時金につきましても前年度を上回るものがなされておりますので、そういう意味では所得拡大税制の拡充とか、その他いろいろやらせていただいたものが経済の好循環に少し影響を与えたのかなと思つて手応えを感じているところではあります。今御指摘ありましたように御褒美というふうな感じかどうかはちよつと別にして、これが一番のインセンティブで、これがあるからやろうと思うよりは、経営者だったらちよつと自分の企業を取り巻く環境の方を最優先して、あつ、そういえばこれもあつたなというような感覚の方が正しいと思ひます。

○大門実紀史君 本日にリアルに見ていく必要があると思ひます。予算委員会的时候も申し上げたんですけど、

今確かにベースアップ、ベアが、これはいいことです。本日に大企業も上げてもらいたい。ただ、これも冷静に見る必要があるのは、二〇〇四年から二〇〇七年のちよつと大企業主導の景気回復期がありましたけれど、あのときもベアが一部、一時期上がりました。しかし、その後一時的で終わってしまったのと波及しなかったというのがあつて、私は、ちよつと過去と違うのは、非正規雇用とかいろいろな賃金構造が大分変わつてしまつて、なかなかトリクルダウン論といひますが、企業利益が賃金に波及しない構造になつていひるんじゃないかなというふうに思つてござひます。ですから、今回のベアが、ちよつと上がった、ベースアップも何も否定するわけじゃないけれども、ちよつと注意深く見て波及させなければいけないと思ひます。

その点で、世界的にちよつと非正規雇用が増え、なかなか昔と違つて企業利益が回らないということがある。世界は国々でも、今回、安倍内閣として経済界に賃金上げてくれという要請をしていただいて、これはいいことですよ。ほかの国でも、具体的に政府が割と主導で賃金上げ政策に、資本主義国とはいへど結構踏み出してあります。この間でございますと、アメリカのオバマさんが最低賃金の引上げにかなり頑張つておられて、議会に対して七百五十円のやつを一千二十円かですか、上げてくれというのを要請されて、それに応えてもう業界では上げ始めていひるというのがあります。イギリスも三％の最低賃金引上げということが決まつております。つまり、最低賃金の引上げというのは、政府が関与しやすので、そういうことをまずやろうということになつていひると思ひます。

我が国の場合でも、去年の予算委員会、私がそういうアメリカとかフランスの例をお伝えして、そういう大規模な経済対策として、中小企業に支援しながら最低賃金上げたかどうかという提案をさせていただいて、安倍総理も勉強させてほしいということをおつしやつて、実際その後いひる

情報開きに來られたりしまして、結果的には民主党政権より上げたというのがあつても分りませんが、余り大幅な引上げにはならなかつた。

ですから、余り経済効果的に最賃引上げが話題にも余りならなかつたと思ひますが、ちよつと引き上げていくことを本格的にもつともつと研究していただきたいと思ひますが、麻生副総理としての御意見を聞きたいと思ひます。

○国務大臣(麻生太郎君) これは、大門先生、いろいろ要素があるんだと存じますが、少なくとも日本にとりまして、ちよつと、そうですね、二百四十円が百二十円になりましたのは一九八五年。それから百二十円がずっと続きました。百何円になりましたのが二〇〇〇年。二〇〇八年、二〇〇七年、あのころ百六円、七円ぐらひだったと存じますが、それからだんだんだんだん下がつて七十一円までになりますと、これはもう正直言つて国際競争力としての労働賃金が三割も違ひますので、それはもう致命的だったと、私が当時の経営者だつたらそう思ひますが。

それが今、円が安くなつた、円を安くしたといひるのは副次的に生まれたと先ほどの金子先生の御質問に答えたところですけども。いわゆる大量の通貨発行によつて、結果として通貨量の発行の量によつて円が安くなつたという、副次的に生まれた効果とはいへ、国際的に比較いたしまして、日本の給料は国際的に見てかつてはど抜けて高いという状況じゃなくなつたんだと思ひます、ドルで計算しますと。

そういう意味で、これは上げやすくなつた状況になつたことだけは確かだといひるのは、僕は円安の方は余りみんな言われないけど、こちらの方が経営者としては大きかつたんじゃないのかなと、私自身は率直にそう思つております。

いづれにいたしましても、こいつた話といひるのは、これは国際競争の中で生きていひかないけれども、どうしてもそこらところも頭に入れ

た上でやっていかぬところだと思ひますの

で、経営者は、これ物すごく微妙なところなんだと思ひますけれども、いろいろみんな研究をされておられるんだと思ひますけれども、少なくとも、今回いろんなものを少しづつ少しづつ足し合せて、結果として少し上がったということになつておりますが、これによって日本の輸出が、円が安くなったからといつてわあんと増やすというこ

うことではなくて、企業は主にそのまゝ円を安くしたままで価格を据え置いたものですから企業の利益が出た、輸出の量が増えずに輸出の利益が出たといふことが大きくて、それがいわゆる給与にはね返しやすかつたという面もあつて、いろいろものが複合的に積み重なつてきたものと、私もはそう思つておりますが、いずれにしても、今御指摘のありました点は、これ十分に考へておかなきゃいかぬところだと思つております。

○大門実紀史君 実質賃金下がりは始めておりますので、やっぱり最低賃金を更上げる努力をお願いしたいと思ひます。

証券優遇税制の質問をいたします。資料をお配りいたしましたけれども、去年の終わりに、昨年末で終了した証券優遇税制ですね、上場株式の配当、譲渡益についての軽減税率があつたわけですが、これについて質問をいたします。

この証券優遇税制は、資料にも載せておきましたけれども、二〇〇三年の導入後、三回延長されて十一年間続いて、私は再三必要ないからやめるべきだと申し上げてきたんですけれども、去年やめるということになつたわけでございます。

配付した資料は、どれぐらいこれで減税になつたのかといふことを、地方税の方は試算をしておりますので総務省に計算をしたらつたものでございまして、軽減税率一〇％のうち二％が地方分でございますので、逆に言えば八％が国分といふことになります。したがつて、配付資料の合計を五倍すると国と地方の合わせた減税額が、およそでございますけれども、出てくるわけでございます。

ます。

財務省にお聞きいたしますけれども、この証券優遇税制は、まだ決算が出ていない最終年、二〇一三年分ありますから、二〇一三年分を除いた十年間で総額幾らの減税になつたのかといふ点が一点。そして、また、年の途中から始まつておりますので、最初の年の二〇〇三年を除いて、その後の九年間で年平均幾らの減税になつたか、教えていただけますか。

○政府参考人(田中一穂君) 先生のお配りになられた資料に基づいて機械的に計算をさせていただきましたと、平成十五年から二十四年度の十年間で、地方合計の減収額は約四・三兆円程度といふふうに計算できると思ひます。

それから、今の二つ目の方でございますけれども、最初の年の十五年を除きまして平成十六年度から二十四年度の九年間の減収額の単純な平均でございますが、年五千億程度といふふうに計算できます。

○大門実紀史君 ありがとうございます。

今の数字は初めて、今まで財務省はなかなかおっしゃらなかつたんですけれども、初めて言つていただいた数字でございます。

予算委員会的时候も申し上げましたけれど、国と地方合わせて二〇％に戻したといふことですが、けれども、まだまだ外国に比べて低い税率ですので、同じことを聞きますが、諸外国並みに上げていつてもいいんではないか。そして、ほかの国は総合課税基本になつておりますので、総合課税基本にする方に切り替えていくべきではないかといふことだけ申し上げて、次の項目に移ります。

国際連帯税の話が先ほどございました。航空税の方の話がありました。私は金融取引税の方について質問をいたします。

これも我が党はずつと金融取引税を導入すべきだといふことを提案してきましたけれども、EUでどうなつていくかといふと、この金融取引税の導入に向けた議論が進んでおります。EU全

体で導入するというのはいまだ見送られておりますけれども、十一か国で先行して金融取引税を導入すると。中心国であるドイツとフランスが合意をして、フランス、イタリアでは部分的に既に導入されておりますけれど、EUではもう進み始めているといふことでございます。

ちよつと改めて、金融取引税とはいふものか、あるいはEUで導入した目的とは何なのか、副大臣の方からでもお答えいただければと思ひます。

○副大臣(愛知治郎君) 御下問ありましたEUでの金融取引税なんですけれども、EUにおいては、現在、EU域内における株式や債券等の取引に課税する金融取引税の導入が検討されているものと承知しております。

昨年二月になんですけれども、EU事務局が公表した案によれば、金融取引税の導入目的は、EU域内における金融取引に関する税制の調和を図ること、二点目は近年の金融危機に係る財政負担において金融セクターにも公正な負担を求めることとあります。三番目としたしまして、不健全な投機的取引等を抑制すること、この三つが挙げられておるところであります。

○大門実紀史君 ありがとうございます。

去年の二月、EUは金融取引税の詳細をEU指令案として発表いたしました。資料の二枚目にもありますけれども、この課税の対象なんですけれども、これは金融機関による金融取引なんですございまして、個人や事業法人には課税しないといふことになつておりますが、この指令で課税対象となつていく金融機関、これは一体何を指すのか、ヘッジファンドはこの中に入るのか、いかがでしょうか。

○政府参考人(田中一穂君) EUの事務局が昨年の二月に公表した指令案によりますと、金融取引税の納税義務は課税対象取引を行った金融機関が負うといふふうに承知しておりますが、この金融機関の範囲につきましては、指令案で見ますとおむね以下のようなものだといふふうに承知して

おります。

一つは、投資会社、取引所、信用機関、保険会社、年金基金、代替投資ファンド等と。そのほか、各種の金融取引の年間の平均取引高が取引全体の半分以上を超える場合についてはこれが課税対象になるといふふうに承知しておりますが、今御指摘のありましたヘッジファンド、これを具体的にこれに当てはめた場合に含まれるのか否かといふことについて、現在のところ、まだ私も確たる情報を得ておりません。

○大門実紀史君 資料を読みますと、オルタナティブなインベストメント・エクイティ・ファンドが入つておりますので、ヘッジファンドは入つていないといふふうに理解をしております。

今、日本にこの間も海外のヘッジファンドのマネーが入つておりますけれども、その海外ヘッジファンドが日本に拠点を持たないで、大抵はタックスヘイブンのところに拠点を置いていた場合が多いわけですので、そういう海外のヘッジファンド等の株式、債券、為替取引などに対する、今現在、日本国の課税といふのはどういふふうになつておりますか。

○政府参考人(田中一穂君) 日本国外に所属いたしますヘッジファンド等が日本にいわゆる恒久的施設を有しないで日本の株式や債券に投資を行っている場合でございますが、一つは、配当、利子につきましては、これは一定の非課税となるものを除きまして日本で源泉分離課税がなされております。

それから、譲渡所得でございますが、これは、今の例ですと、恒久的施設を有しないといふ場合でございますので、原則として日本で課税はなされない、一部の特定の場合のみ課税が限定されるといふ内容になつております。

○大門実紀史君 そうですね。ですから、譲渡所得の方ですね、こういうヘッジファンド等の、これは日本でも課税されませんし、タックスヘイブンに拠点を置いたら課税されないといふことでご

十月より一〇％へ段階的に引き上げられることを前提として試算してございます。

こうした経済規模の拡大に伴う税収増と消費税率の一〇％への引上げを踏まえた結果、経済再生ケースにおける国の一般会計税収は、二〇一六年度には六十・五兆円程度という姿となり、その

後、更なる経済規模の拡大に伴いまして、二〇二〇年度には六十八・六兆円程度に増加する姿となっているものでございます。

○三宅伸吾君 この六十・五兆円、六十八・六兆円、法人税、所得税、消費税などの内訳はどうなっておりますでしょうか。

○政府参考人(豊田欣吾君) 中長期試算の計算過程におきまして得られる税目ごとの税収額でございますけれども、中長期の経済財政の姿を展望するという試算の目的に必要な程度で簡易な計算を行う計量モデルに基づくものであることによりまして、従前より内訳についてはお示しをしていないところでございます。

○三宅伸吾君 トータルの税収の予測をしながら、所得税などの内訳は公表してこなかったというところでございます。枝葉の細かな税収を聞いているわけではなくて、いわゆる太い幹の所得税、消費税、法人税などについては私は公表していただきたいと思えます。予測でございまして、検証できないとなかなか外部からは信用されないわけでございまして、公表した上で、民間エコノミストの批判を受けて更に精緻な試算の手法を磨いていただくことを期待いたします。

次に、財務省にお聞きをいたします。

税収弾性値という言葉がございすけれども、これはどういうものなのでしょうか。また、平成二十六年年度予算の後年度歳出・歳入への影響試算では税収弾性値一・一を使っておられます。これはどういう理由で一・一なんですか。

○政府参考人(田中一穂君) 税収弾性値でございすますが、経済成長に依りまして税収がどの程度増加するか、そういうのを表す指標でございすますが、後年度の影響試算、御指摘いただきました試算におきましては、この試算が中期的な将来の財政の姿を示すという性格を持っておりますので、税収の推計に当たっては従来から過去の平均的な税収弾性値を使っております。

この過去の平均的な税収弾性値でございす

が、バブル期以降、名目成長率の絶対値が極めて小さくなっている、あるいはマイナスの場合もあるわけですが、その状況下で税収弾性値が大きな振れを示しております、安定した実績のデータという点に着目をいたしまして、比較的安定的な経済成長を実現していた時代の、バブル期以前の平均的な値である一・一を用いているということでございます。冒頭申し上げましたように、経済成長と税収との関係ということでございすので、かなり長い期間で見ても平均的な数字を使っているということでございます。

○三宅伸吾君 税収弾性値とはどういうものかというところにつきまして、もう少し詳しい定義をお聞かせただけませんか。

○政府参考人(田中一穂君) いわゆる経済成長の伸び率がありまして、その経済成長の伸び率が一増加する際に、例えば一％増加する際に税収がどのくらいのパーセンテージで増加するかという比率の数字でございす。

○三宅伸吾君 税収弾性値が一の場合でありますけれども、名目GDPが一％伸びると税収も一％伸びるということかと思えます。

この平成二十六年年度の影響試算、翌々年度からは一・一を使っているという理解でよろしいでしょうか。

○政府参考人(田中一穂君) 当然、最初の年は最初の税制改正の影響ですとか様々な特殊要因がございすので、機械的な推計に入った以降の数字として使わせていただいております。

○三宅伸吾君 確認ですけれども、翌年度の税収見積り及びその税制改正の議論においては弾性値は使わないということですか。

○政府参考人(田中一穂君) 例えば、今御審議をいただいております二十六年年度予算の税収を見積もる際には、各税目の前年度、すなわち二十五年年度の税収をまずできる限り精緻に見込みまして、それを翌年度の経済見通し等を用いて延ばすという手法になっております。例えばそれぞれの、法人税なら法人税、所得税なら所得税、消費税なら

消費税ということ、別々に得られるだけのデータを使つてなるべく精緻に足下を計算しまして、それ以降は経済成長の数字ですとか様々な経済指標を使つて延ばしていくという手法を行っております。

○三宅伸吾君 関連で内閣府にお聞きいたします。

先ほど、冒頭話題にしました二〇一四年一月二十日の経済財政諮問会議提出の内閣府、中長期における経済財政に関する試算の経済再生シナリオでございす。二〇一四年度から名目GDP成長率が三％を上回り、二〇一六年度には名目GDP成長率三・八％、二〇二〇年度には三・六％と試算をいたしております。その上で、二〇一六年度、二〇二〇年度の税収をそれぞれ六十・五兆円、六十八・六兆円と推計しているわけでありま

す。この税収の推計値を事後的に検証しますと税収弾性値は幾らになるのか、それぞれの年で教えていただけますか。

○政府参考人(豊田欣吾君) 中長期試算の経済再生ケースの結果につきまして、国の一般会計税収の伸び率を名目GDP成長率で割って求めました税収弾性値の値を申し上げさせていただきます。

なお、あらかじめ申し上げておきますが、中長期試算における消費税率については、二〇一四年度四月より八％、二〇一五年度十月より一〇％へ段階的に引き上げられることを前提としております。この場合、二〇一四年度から二〇一六年度にかけましては税収の伸び率が高まるため、税収弾性値は一を大きく上回るものとなります。

以上の点を踏まえた上で、税収弾性値の具体的な値を申し上げさせていただきます。二〇一四年度につきましては三・一、二〇一五年度につきましても三・一、二〇一六年度二・五、二〇一七年度〇・九、二〇一八年度〇・七、二〇一九年度一・〇、二〇二〇年度一・〇というふうな結果になってございます。

○三宅伸吾君 財務省の用いている弾性値でござ

います。古いバブル期前の弾性値の平均値と申しますか、実際には少し違うようでございすけれども、一・一を使つていらつしやるわけでございます。立場上、保守的で堅めであることは構わないと思ひますけれども、景気回復期という今の経済状況を踏まえた少し高め弾性値を用いた影響試算も是非併せて公表いただくと、いろいろ議論が高まるのではないかとと思っております。

次に、内閣府にお聞きいたします。

政府は、国、地方を合わせた基礎的財政収支について、二〇一五年度までに二〇一〇年度に比べ赤字の対GDP比を半減、二〇二〇年度までに黒字化する方針でございす。税収弾性値が例えば二や三であれば、二〇二〇年度の税収や基礎的財政収支はどのようになりましようか。

○政府参考人(豊田欣吾君) 内閣府の中長期試算におきましては、先ほども御説明いたしましたとおり、経済財政、社会保障を一体的にモデル化した計量モデルを用いて試算しているものでございす。経済と財政相互の整合性を保ちながら将来の展望をしているものでございす。

その上で、二や三といった極めて高い税収弾性値が二〇二〇年度までの長期にわたつて続くことと仮定することにつきましては、経済、財政の相互の整合性が保たれるという計量モデルの特性が失われると考えられるため、そのような試算を行うことには慎重を期す必要があること、また、そもそも中長期試算はあらかじめ特定の税収弾性値を用いて推計するものではないという技術的な問題があること、すなわち税収弾性値は中長期試算においては結果として算出されるものであることなどから、お示しすることは困難ということでございます。

○三宅伸吾君 次に、財務省にお聞きというか、お願いをいたします。

政府税制調査会で法人税の改革議論がスタートをいたしました。今月十二日の法人課税ディスカッショングループ第一回会合で大田弘子座長が示した論点整理メモと申しますか、法人税改革の

論点についてと題するペーパーを読み上げていただけますでしょうか。

○政府参考人(田中一穂君) 先生のお配りになられた資料を読み上げさせていただきます。

税制調査会、第一回法人課税デイスカッショングループ、法人税改革の論点についてということ、二〇一四年三月の十二日でございます。

これまでの議論を踏まえて、次の点を出発点にしてはどうか

(1)法人税改革の目的を明確にして取り組む

国内外の企業が日本に立地する魅力を高めることで、将来の雇用が生まれる

法人税は、投資や配当や賃金を通して家計に結びついている

企業の国際競争力を高め、国内への企業所得の還流を増やす

(2)法人税の税率引き下げが必要である

日本の法人税率は国際相場に照らして高い

法人税収への依存度が高い

(3)法人税の構造改革により、企業活動や業種に対して中立で簡素な法人税にする

課税ベースを拡大して広く薄い税にすること

で、新産業や新規開業が起こりやすくなり、産業の新陳代謝が促される

(4)単年度・法人税の枠内だけではなく税収中立をはかる

単年度ではなく中期的に税収中立をはかる

法人税の枠内ではなくより広い税目で税収中立をはかる

国税の枠内ではなく地方税も含めて税収中立をはかる

以上でございます。

○三宅伸吾君 ありがとうございます。

この今月十二日の第一回会合でございますけれども、法人実効税率引下げに反対する有識者の意見がもしございましたら、御紹介いただけますか。

○政府参考人(田中一穂君) 先日の第一回の法人課税デイスカッショングループにおきましては、

今後の検討に当たつての論点について様々な議論が行われました。その中で、実効税率引下げの反対意見が出たかという御質問でございますが、複数の意見から税率引下げについて必要があるという指摘があった一方で、法人課税の目的や国民への影響について十分な議論がなされていない中で、税率の引下げのみ先行して方向性を打ち出してよいのかといった意見がございました。

また、多くの委員から財政の健全性について指摘がございまして、例えば二〇二〇年のプライマリーバランス黒字化目標との整合性を確保すべきという意見、それから借金に頼らない財政運営を行うために消費税率の引上げを行う中で、法人税は税収中立でないというのであれば政策の整合性が取れないという意見、それから税収中立については、将来の不確かな税収の増加を当てにするのは危険だといった意見がありました。

いずれにしても、専門的な観点から実効税率の在り方、課税ベースの在り方、政策効果の検証、他の税目との関係などについて御検討をいただき、御議論をいただくということでございまして、議論を深めていただきたいと考えております。

○三宅伸吾君 今御説明いただきましたとおり、法人税率の引下げだけを性急にやるのはいかがなものかという意見が出たとは私も聞いておりますけれども、税率そのものの引下げにまづもって反対だという、大反対の有識者もいなかったというふうに私は聞いております。

内閣府にお聞きいたしますけれども、平成二十二年年度の経済財政白書で、法人実効税率と法人税収の対GDP比というグラフが掲載されております。また、この半年余り、法人税改革が議論になりまして、マスコミなどの記事を読んでおりますと、法人税のパラドックスという言葉がよく目にするわけでございます。この法人税のパラドックス、そして日本で法人税のパラドックスが将来起きるための条件は何だとお考えでしょうか。内閣府の方にお聞きしたいと思います。

○副大臣(西村康稔君) お答え申し上げます。

委員御指摘のとおり、法人税のパラドックスについて平成二十二年年度の経済財政白書で分析をしているところでございますけれども、一般的には、法人実効税率の引下げにもかかわらず法人税収が増える。より正確に言いますと、今回、今回というか、二十二年年度に白書で分析したのは、法人税収が対GDP比で増加するという、こういう現象、こういう国が見られるという現象でありまして、御案内のとおり、よく所得税ではラッファー・カーブと言われて、税率と税収を取つて、税率が上がると当然税収は増えていくわけですが、余り高くなり過ぎると今度は逆に下がっていくということが法人税でも、その法人税収と対GDP比で見ますと、税率と対GDP比で見ますとそういうことが言える、各国の分析で言えるということ、これを平成二十二年年度に分析しているわけでありまして、これによりまして、最も税収が増えるのは法人実効税率が三〇%以下二〇%台ということがこのときの分析で言われているわけでありまして、その要因として、税率の引下げによる経済活性化、それから課税ベースの拡大を同時に実施していること、それから、いわゆる個人事業主的な個人部門から法人に移る、法人に変えていくという、そういう所得シフト、こうしたことが総合的に寄与した結果であるという分析をこの白書ではいたしております。

いずれにしても、こうしたことを踏まえ、あるいは最近のヨーロッパ等で起きている現象、現象などもしっかりと分析をして、諸外国の経験をしつかり分析をしながら、今後、経済成長と財政再建と両立を図っていくという視点の中で議論を深めてまいりたいというふうに考えております。

○三宅伸吾君 西村副大臣、ありがとうございます。

配付資料の六ページ目でございますけれども、今、所得税のラッファー・カーブの御紹介がございましたけれども、法人税率と法人税収について

もグローバル経済の中では同じようなことが起きているのではないかと私は思うわけであります。そこで、財務省にお聞きします。法人税のパラドックスが過去日本でも起きたことがあるのをございまいしょうか。法人実効税率を下げたにもかかわらず法人税収が増えたことは日本では過去にあるのでしょうか。

○政府参考人(田中一穂君) 法人税のパラドックスという定義がどういふものであるかというのにはありますので、ちょっとそれは避けさせていただきます。まして、法人実効税率を下げた場合に、下げる前の年と比べてとにかく税収が増えたことがあるかどうかというデータを探りますと、まず、過去、法人税率を引き下げる年度において法人税収が増えたかどうかという点でございますが、引き下げた年度は、六十二年以降でございますが、六十二、平成元、二、十、十一、二十四の六回でございます。

これらの年度のうち、前年度から法人税収が伸びている年度は、六十二年、平成元年度、平成二十四年度の三回でございますが、六十二年については法人税の課税ベースの見直しは行っておりませんけれども、六十二年、元年度というのは、これはもうバブル経済の中で好景気になっていたということが税収の増に影響しているというのは明らかではないかと思っております。それから、平成二十四年度、これはまさにリーマン・ショックの、あるいは東日本大震災の経済の落ち込みからの回復時期でありまして、これに伴う税収増が大きく寄与しているものと私どもは分析しております。

○三宅伸吾君 私たちは鎖国をしておりまして江戸時代に住んでいるわけではないわけでありまして、皆さん御案内のように、グローバル経済というのは、人、物、金が一番居心地のいいところに向かつて流れていくということであると思えます。稼ぐ主体である企業が国を選ぶということが私はグローバル経済の本質だと思っております。そうした環境の中での立地競争を考えれば、日本

も実効法人税率を引き下げないと、他国がどんどん引き上げている以上、現実問題としては、このままでは日本はじり貧になると私は思います。税率は引き下げざるを得ないと私は確信をいたします。

その一方で、財政再建が大事なことは言うまでもありません。私は、巨額の財政赤字を抱える日本において、法人課税改革に当たつての最も重要なポイントは、中長期のトータルな収収が増えるようにすること、単年度の法人税収の中立ではないと思います。法人税、所得税、消費税といった税の総収入が中長期のスパンで最大となり、財政赤字がこれ以上肥大化しないような税制改革が必要だと考えております。今の厳しい財政状況を考えますと、私たちは、座して死を待つか、変わる日本のために英知を集結して打って出るかの選択を迫られているように私は思います。

税制調査会でも議論が進んでいるところではありますけれども、雇用を拡大し、賃金を充実させ、経済の活気を更に取り戻し、巨額の赤字を抱える日本の財政を立て直すという視点からの法人税制改革が必要であると私は思っております。

財務省はどのように考えていらっしゃいますでしょうか、麻生大臣、もしよろしければ御所見を。

○国務大臣(麻生太郎君) パラドックスの話が最初に背景にありなだとは思いますが、法人税率の引下げというものが企業行動にどのような効果を及ぼすかという話ですけれども、法人税収にどのような影響を与えるかということに関して、これは正直言つて、アカデミックな観点から話をしたいだかないと、これは感情論で、何となくみんながやっているからとかいう種類の話ではないと、まずそう思っております。

二つ目、レーガノミックスというのを覚えておられると思いますが、あのレーガノミックスのとき下げた、どうなりました、双子の赤字ですよ、あのときは。慌てて上げたのが二期目ですよ。そして、バランスをしいいいいしたのが、翌

年のクリントンさんという人が一番いい思いをしたという結果になったのだと。その頃、えらくあの人の話が騒ぎでしたので非常に記憶のあるところですが、それども、余り簡単な話ではないんだと、私も基本的にはそう思っております。

税率の引下げというのは、これはあまねくみんなに影響を与えるところなんです、これはよくよく検討をしなくちゃいけぬのですが、各国とも、これ自分たちの、引下げ競争をやつて、あなただ、自分の国もちますかということに関しては、各国ともえらく心配になつてきているところまで税金が下がつてきていますので、そういった意味ではなかなか難しいなど。

こつちを下げて消費税だけばんばん上げることが日本ではできるといふと、それもなかなか難しいといふことになりまして、私ども、企業のアンケート、海外のアンケートを見ても、日本に企業進出するに当たつて一番の問題は何かといつたら、税制かといふと、税制は三番目か四番目なんです。ほかの問題がいろいろ出てきています。もうそれ挙げる時間もあれでしょうから、いろいろありますので、簡単な話ではないんだと。

まずそう思つた上で、私どもは、企業が成長していくためには、この国にとつて海外から見えて一番問題は、おたく、エネルギー大丈夫と、これ海外の企業の質問の一番最初です。おたく、エネルギーどうするんですと、これが多分、多分どうか、実際資料に出てきますけれども、これが一番で、この夏、電気どうするのとか、そういうところに工場進出なんかとてもできませんよというのが圧倒的に一番。

そういう意味では、これはなかなか私どもとしては、税金だけの話ではないんだといふことで、引き下げれば税収が増えるといふような単純な話ではないといふことだけは、これ、三宅先生、はつきりしているんだと思っております。いずれにおいても、これはいわゆる政府税制調査会等々で、この問題について、アカデミックな方たちが、税率の在り方とか課税ベースの在り方と

か政策効果の検証とか他税目との検証とか、いろんなもの等検討していただくことになつておりますので、そういったものを見た上で私どもは最終的な判断をしいいかねばならぬところだと思っております。

いずれにしても、我々はこのグローバルな時代の中で生き抜いていくときにあつて、我々の持つております特徴、治安がいい、間違いなく、物が時間どおりに届く、そういったような圧倒的に優位なものといふのを幾つも持つておりますので、そういったものがあるけど、だれど言葉が駄目じゃないかとか、だれどエネルギーが駄目じゃないかとか、もういろいろなプラスマイナスを計算してこれは企業といふのは進出してくるわけなんであつて、税金だけではないとは存じますけれども、税は大きな要素を占めていることも確かなので、私どもとしては幅広く検討しいいかねばならぬところだと思っております。

○三宅伸吾君 今、税率引下げ競争をやると各国とも疲弊するんじゃないかという、麻生大臣おっしゃるとおりなんぞございますけれども、じゃ、日本のライバル国である、イギリスも今度引き下げますけれども、ライバル国の引下げを、じゃ日本国として止められるのかといふところが一番大事でございまして、もし止められるのであれば、私、大臣おっしゃつたとおりだと思ひます。自らが率先して引き下げることには思ひますけれども、競争していて相手が先を走つていっているわけから、じつと指をくわえているわけにはいかなといふことではないかと思ひます。

それから、法人税率下げても法人税収が増えるとは絶対言えないと思ひます。ただ、私の一番の関心は、法人税率を下げて、もしトータルの税収が増えるような可能性があるのであれば、全ての、税率下げだけではなくて、他の政策等総動員をして日本全体の税収が増えるように取り組むのが大事だと、こいう意味で申し上げているわけでございます。いわゆる法人税のパラドックスではなくて、税収のパラドックスといふ意味でござ

います。

私、昨年から様々なシンクタンクに法人税率とトータルの税収の試算をお願いしてまいりました。なかなか難しく、まだ四つしか返つてきておりませんが、ある一つのシンクタンクが、法人税率と法人税収の関係についてシミュレーションを三つしていただきました。その一個だけ御紹介申し上げますと、内閣府の推計の経済再生シナリオと同じ名目GDP成長率3%で、それから税率弾性値が一・一の場合、この場合、来年度から五年間をかけて毎年実効税率を三ポイント、トータル一五ポイントになりますけれども、この引下げをしても、税率弾性値一・一、それから名目GDP成長率三パーが実現するならば法人税収は減らないという試算もございます。ただ、その三%を五年間続けるというのがかなりの強い仮定であるといふことは十分承知をした上で申し上げております。

これからどんどんシミュレーションができ上がつてまいりますので、まともればどこかのタイミングで公表したいと思つております。ありがとうございます。

○石田昌宏君 自由民主党の石田昌宏でございます。

税制改正につきまして質問をいたしますが、まずは最初に研究開発減税について御質問したいと思います。

これからの日本、世界のリーダーであり続けるためには科学技術の力を増進させなければならなと思つておりますが、先日、私は筑波大学の山海先生の研究室にお邪魔しました。いわゆるロボットの研究のHALというやつですね。体に装着、付けるだけの機械ではなくて、電極を通じて人間の体に、皮膚につながつていまして、言つてみたら、腕を曲げるというメッセージを神経を通じて、電気で流れるわけですが、その電気の漏れを皮膚の表面から拾つて、それでロボットが動くわけです。言つてみたら、思うだけで動くロボットですね。これをうまく使つと、足が動か

なかつたり手が動かなくなつた方の言つてみたら治療にもつながりまして、全然動けない方が動けるようになるだとか、そういう効果もあります。ある意味これはすばらしい技術で、医療というのは何かをやつて大抵副作用というのが生じるんですけれども、副作用が全くない、さらに病院じゃなくても家で治療することができると、今までの常識と全然違う世界が見えてくるわけで、こういった技術は、もちろんロボットスーツに限らず、今いろんなところに出ています。

バブルが終わつてから二十年ぐらいい、どちらかというと社会は停滞していたというイメージがあるんですけども、何か科学技術に関しては全く違う世界が種のようにたくさん出てきて、今まさに開かんとする感じがあつて、これをまさに日本が引つ張つていけば新しい社会のリーダーになつていけると、こう思つています。その点で、研究開発を進めることはとても重要で、それを支援する研究開発税制の拡充は是非進めていきたいというところで今回取り組まれていると思うんですが、研究開発税制は、今回の法改正では税制の上乗せ措置の適用期限の三年間の延長と、研究費が売上高の多くを占める場合の控除額の大幅な引上げというところで期待はしています。

そこで、まずお伺いしますけれども、この税制改正によつて見込まれる国家財政への減税分の影響、そしてそれがどう経済全体に波及するのか、まずお聞かせいただきたいと思ひます。

○政府参考人(田中一穂君) お答えいたします。

研究開発税制によります減収額と経済、GDPに対する影響でございますが、まず減収額でございますが、御審議いただいております税制改正における研究開発税制の拡充による減収額は、二十三年度の租税特別措置の適用実態調査を基に計算をしておりまして、増加研究費の額を二千七百億と推計いたしまして、これを基に平年度で二百七十億円の減収と、地方分を合わせますとこれに四億乗るという減収額になっております。

それから、この措置が経済にどう影響を与

えるかということについては、これはもう先生御案内のように、研究開発をどのくらいやるかというのは企業の様々な経営上の判断がございまして、税制のみによつて決定されるわけではないので、税制のみによつて直接的な影響を試算することは行つておりませんし、かなり困難だと思つております。

ただ、経済産業省におきましては、日本再興戦略、成長戦略の中でうたわれていることを踏まえまして、この税制の活用と併せて、それ以外の税制以外の各種の措置を講ずることによりまして、民間の研究開発投資を今後三年以内にGDP比で三%以上にするということを経済産業省においてはうたつております。経済産業省においては、これによつて民間研究開発の投資総額が十三・二兆円から十六兆円に二・八兆程度増加するというふうな計算をしていると承知しております。

○石田昌宏君 ありがとうございます。

ある意味、この金額が呼び水になつて日本の企業の研究開発が躍進していけばいいと思つてい

るわけですが、実際、日本の企業、かなり研究をしていると思ひます。二〇一一年のデータですけれども、例えば一番多いのがトヨタなんですけれども、年間で八千七百億円の研究開発に投じていますし、パナソニックやホンダが五千八百億円など、かなり大きいです。

民間企業の研究開発費の総額は十二兆一千七百五億円というふうになっておりまして、この規模です。しかし、税制的には金額的にはさき二百七十億という形でした。当然波及効果はあつて、レバレッジが掛かるんだと思うんですが、どうもこの金額の差が、十兆兆という話をしてい

るに片方で何百億、何千億という話は、非常に、何というのか、呼び水になるレベルなんだろうかという思ひもあります。むしろ、大きな海に点滴

か何か落としてやつとやつていますぐらないイメージしかどうも湧かないわけであつて、もつともっと大胆に行く必要があると思つています。

三年後に十六兆、GDPで三%以上、世界で一番というふうに言っている以上は、これから四兆円をどうやって伸ばしていくかという話だと思います。副大臣も昨日そう答弁なさつておりましたけれども、大きくこの研究開発を伸ばしていくために、もつともつと勢いを付けていってほしいと思つております。いかがでしょうか。

○副大臣(愛知治郎君) 御指摘のとおり、我が国の成長の源泉である研究開発投資を促進することとは大変重要な課題だと考えております。

このため、税制についてという話だったんですが、研究開発税制については、二十五年改正において総額型の控除上限額を法人税額の二〇%から三〇%に引き上げたところであります。さらに、今般の改正においては増加型の措置を拡充し、試験研究費の増加割合に応じて最大で三割まで税額控除ができる拡充策を行ったところでございます。これらによりまして、最大で法人税額の四〇%、また試験研究費総額の四二%の税額控除が可能となることから、極めて大胆な対応を行ったと考えております。

ただ、御指摘いただきました、また政府目標の達成についてなんですけれども、これは税制のみで実現できるものではありません。日本再興戦略で示されているとおり、産学官のオープンイノベーションの推進、知財戦略、国際標準化の推進、イノベーションを促進するための規制改革等々、総合的な取組を行つていくことが重要であると考えております。

○石田昌宏君 ありがとうございます。

是非ともこれなら研究開発したいという思ひをやつぱりつくるのが大事ですから、ある意味、税制の面でもとても重要だと思ひます。積極的な取組をこれからもお願いしたいと思ひますが、次に行きたいと思ひます。

前回も質問しましたけれども、医療機関の消費

税の問題についてお伺いしたいと思ひます。

この度の平成二十六年診療報酬改定は全体でプラス〇・一%ということになりました。上がつ

たとはいえ、実際現場はかなり厳しい人手不足なので状況は大変なものです。現場を知っている者としては今回の改定はむしろ残念という状況であります。決まったことですから、次の改定までは何とか精いっぱい国民、患者さんのために努力してまいりたいと思ひますが、政府としても、どうぞ現場を支える、この努力を支える様々な施策を更にお願ひしたいと思ひます。

その上で、この〇・一%について考えてみたいんですが、この内訳ですけれども、診療報酬部分に関連しましてはプラス〇・一、薬価がマイナス一・三六、そして今回は消費税対応分としてプラス一・三六、全部合わせてプラス〇・一ということになっております。

今回は、いつもの改定と違って消費税分の引上げがあります。医療機関は物を仕入れるときには消費税を払いますけれども、窓口で患者さんからお金いただくときや保険者に請求するときは消費税部分は上乗せしませんので、言つてみたら持ち出しになつてしまふので、その分の配慮としてプラス一・三六%が加つたということではあるんですが、そこは当然であつて、そこから更に上がるか下がるか、こういった議論をしたかつたわけですから、結果的には全体でプラス〇・一というところであります。その消費税分を除くと差引きマイナス一・二六%。かなり厳しいと受け止めて

年に三ポイント上げたときには全体で〇・八四％対応したと、本体に関してはその部分の〇・一二％だ。同じく三ポイント上がった今回は一・三六、本体に関しては前の五倍の〇・六三。同じポイントなんだけれども、全然違うわけですね。真ん中の九年の二ポイントしか上げなかったときも、ある意味、消費税全体では〇・七七。初回の三ポイントと余り変わらないわけで、ちよつとこれ、どうしてこの数字がばらばらというのか、根拠が分からないというか、そういった状況なのが見えてこないわけです。

そこで、厚生労働省に、この消費税、それぞれどうしてこの数字が決まったかということ、計算方法を明らかにしてくれというふうにお願ひしました。今聞きたいんですけれども、時間がないので、もう一枚目の資料にいただいたものを出したんですけれども、正直よく分からない、整合性が分からないんです。一番下にある今回は例えば三％という消費税の数値を使っているんですけれども、前回と前々回に関しては、計算のところに消費者物価への影響、これを指数に使っています。もうそもそも指数が違ふんですね、定数が違ふんです。こういったやり方で、この整合性というか、分かりにくいんですね。本来であれば、一定の基準で機械的に当てはめればいいはずなんですけれども、毎回毎回やり方を変えているというのはかなり作爲があるのかと思わざるを得ないような状況もあります。

厚生省にお伺ひしたいんですけれども、どうしてこういうふうに整合性のなさというのがあるんでしょうか、お伺ひします。

○政府参考人(神田裕二君) お尋ねの消費税対応の改定率についてでございますが、御承知のとおり、社会保険診療は消費税非課税とされておりまして、消費税の導入ですとか税率の引上げに伴います医療機関等のコスト増につきましては、公定価格であります診療報酬や薬価等の引上げによって対応してきているところでございます。その改定率につきましては、中医協における議論等

を踏まえまして、それぞれの時点で適切と考えられる方式で算出してきているものというふうにご覧しております。

消費税対応の改定率につきましては、医療機関等の課税経費の割合に応じて設定することが基本だというふうにご覧しております。平成元年、九年におきましては、データの制約上、課税経費の割合の把握に限界がございましたことから、一定の前提を置いて推計した課税経費の割合に消費者物価への影響率を乗じて算出したものというふうにご覧しております。

平成二十六年の診療報酬改定におきましては、今回、医療経済実態調査の中におきまして課税経費割合をより精緻に把握するというのをいたしましたことから、改定率の計算式上、消費者物価への影響率ということではなく、税率そのものを乗ずることによって改定率を決定しているところでございます。

○石田昌宏君 ということは、前々回と前回は推計値であつて、今回はもうかなり計算によつて、データによつてやつたということだと思ひます。そうすると、やつぱり今までの積み上げがあるわけですから、今回データが分かるのであれば、ある程度推計値のところも含めて全体を見直すべきじゃないでしょうか。よろしくお願ひします。

○政府参考人(神田裕二君) 確かに、その時点では考え得る適切な対応をしてきたものというふうにご覧しておりますが、その後の診療報酬改定におきましては、費用については消費税を含めた費用を医療経済実態調査で把握いたしました。収支差等の経営実態を踏まえて診療報酬改定をしてきておりますことから、現時点での診療報酬というものは消費税負担の実績を踏まえた水準に設定されているものというふうにご覧しております。

○石田昌宏君 消費税自体は何に幾ら掛かるかというのとはつきりしているわけでは来ませんと計算ができるものであつて、それを診療報酬で見よう、しかも、どんどんどんどん改定していくような診療報酬で見ようとしているから、なかなかこ

の辺が曖昧な形になります。いいかげんな数字は非常によろしくなくて、診療報酬はベースが非常に大きいので、一％変わると多分三千億か四千億円のお金が動くわけで、非常に、だからこそより精緻にやつていかなければならないんだと思ひます。したがつて、診療報酬でこの消費税分を見ていくというこの考え方が限界があるのではないかと思ひます。

次回、私は、この問題に関してはむしろ、医療機関にあつても例えばゼロ料率の課税をするとか、控除するだとか、別なやり方があるはずだと思ひますので、次回一〇％に上がるときは根本的な見直しを是非していただきたいというふうに思ひますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(麻生太郎君) これは御存じかと思ひますけれども、消費税が非課税とされておりまして社会保険診療において、医療機関が医薬品を仕入れる、俺も病院やつていながら結構詳しいからね、医療機関が医薬品等を仕入れる際に支払う消費税分というのは、これは診療報酬によつて手当てされてきているところなんです、今言われまして、社会保険診療について、いわゆる消費税の引上げにおきまして、医療機関等の実態調査に今基づきという説明がありましたけれども、診療報酬において必要な財源を確保するともに、できるだけ多くの医療機関に対して仕入れに係る消費税対応分が手当てされるよう対応するということになっているものと承知をしております。

今、社会保険診療にゼロ税率を適用する場合とのお話があり、これ昔からある話なんです、これは国、地方によつて多額の減収を招くということにもなるんですが、その財源確保をどうするかというのが一点。

また、約七割ぐらい、もうちよつと多いと思ひますが、七割ぐらいの医療機関が消費税の免税事業者ですもんね、これ、基本的には、これらの医療機関が課税事業者ということになりますと、消費税の申告のための帳簿の記帳事務というのがこ

れ新たに発生することになる。これができないからというお話だった、それを新たに出すわけですから、それをどう考えるかと。

加えて、消費税の申告のために記帳ができるといふ前提に今度立ちますと、これは小規模医療機関の事務負担に配慮して、所得税、法人税に就いて概算で経費を計上するということを今認めているわけですから、それもちやんと出せと、きちんと、特例制度を継続する必要性がなくなるんじゃないのかという点等々、種々の問題があるということももう御存じのとおりです。

いずれにしても、これは税制抜本改革法において、医療に係る課税の在り方については引き続き検討することになっておられるという問題に就いて詳しく方々と随分いろいろお話をさせていたいただいてもう随分になりましたけれども、この議論というものの状況を踏まえて今後いろいろ検討していくかといふことは毎年、先生御存じのように、一兆円増えていくという現状というのをずっと見て、これ正直申し上げて、医療費全体、社会保険、保険全体を真剣にこれ考えないと、今の現状のままで毎年一兆円増えていくというのになりますと、とても消費税少々上げたぐらいじゃ追いつかないと。今既に三十兆というのになつておりますので、これが四十兆、四十五兆なんてことになる、とてもじゃないということになろうかと思ひます。これは、全体として真剣に考えねばならぬ一番大きな問題なのかもしれません。

○石田昌宏君 ありがとうございます。まさにそのとおりだと思ひます。

考える視点は、やはり患者さんや国民から見たときにどう分かりやすいかというのは非常に重要だと思ふんですね。そういう点も踏まえて是非検討を進めていただきたいと思ひます。続きまして、賃上げに関して御質問をしたいと思ひますけれども、アベノミクス成功の鍵は賃上げにあると言われていますし、先ほど議論にありましたけど、復興特別法人税の前倒しの廃止は、

ある意味、国民や特に被災地の皆さんにとつては非常に感情に影響するような大きな意味合いを持つていたと思いますが、それでもなおこういうことをやっていくのは、やっぱり企業に賃上げをしてほしいという強いメッセージを出そうという意思でもあると思っています。必ず成功しなければならぬと思っていますし、私どもも全力で取り組んでまいりたいわけですが、その結果、やはり春闘においてもかなりベアが出てきています、大企業を中心にいい方向に行きつつあるのかなと思っています。中小企業はこれからの課題、もうさっきおっしゃっていました。

ただ、医療とか福祉の分野は若干違うんじゃないかと今思っております、というのは、医療機関とか福祉施設は、大半の収入が診療報酬だったりとか介護報酬だったり、いわゆる公定価格の世界でやっていくわけですね。その点、景気の動向だとかそういうものはそれほど影響しないことになると思います。

さらに、この領域は非常に重要なんですけれども、今、医療・福祉領域の従事者の数を見てみると、かなり多いわけです。例えば、十年ぐらい前は製造業が約四百万人いたのが今三百万人に減っています。一方、医療福祉は、元々三百万人ちよつとだったのが今五百万、もうすぐ製造業の二倍ぐらいの人数になって、恐らく全日本人の従業者数の一割に近づいていくんじゃないかと思えますし、特にアベノミクスは女性が輝く日本と言っているように、女性に関してはもう既に二割ぐらいがここで働いているわけであつて、非常に重要なセクターになってきています。そこが基本的に公的な価格で物事決まっている世界で、賃上げというのが今回なかなか見えてこないし、診療報酬見ても実質的にマイナス改定という、こういった印象になってきています。これは非常に日本全体にとつても大きな影響であるのかとは思ふんですね。ですから、この分野は是非うまく賃上げをするということが大事で、その方向

がなかなか見えてこないと思っています。ただ、最終的には、賃上げするのは一つ一つの医療機関であつたり福祉施設であつたり、その経営者の判断ですから国がどうこうという話ではありませんが、やっぱり賃上げしようという、こういったムードをしっかりとつくつていかなければならないと思います。

今、ちよつと後ろの方に、たまたま偶然なんですけど、若い看護師もたくさん、さつき国会に来たついでにここに来たみたいなんですけれども、やっぱり未来、学生さんたち持つているんですね。

この仕事に対して本当に魅力を感じるためには、仕事の身中も大事ですけれども、労働環境や賃金というののもとても重要。これを何とかアベノミクスでうまく成功するためにも、医療機関の経営に携わつていらつしやる麻生大臣とか、副総理、是非メッセージを出してほしいと思います。よろしくお願いします。

○副大臣(愛知治郎君) 先生から今、就業者の人口の一割近く、また女性就業者の二割近くを占める医療・福祉セクターの賃上げについて、また女性の活躍について御質問いただきました。

女性の活躍推進は安倍内閣の成長戦略の中核でありまして、また、賃金上昇を含む好循環の実現は、アベノミクスによる景気回復を民間主導の持続的な成長につなげるため重要なものと考えておるところでございます。

政府といたしましては、賃金上昇と雇用拡大を含む経済の好循環の実現に向け、二十六年度税制改正におきまして、所得拡大促進税制の拡充や、先ほどありました復興特別法人税の一年前倒しでの廃止を行うとともに、昨年行われました政労使会議において賃上げに向けた共通認識を取りまとめるなど、企業による賃上げのための環境整備に大胆に取り組んできたところであります。また、この政労使会議における共通認識なんですけれども、この中には、女性の活躍の促進を図るとともに、ワーク・ライフ・バランスの更なる推進を図

ることも盛り込まれているところでございます。先週、労働組合からの賃上げ要求に対する回答内容が判明した多くの企業によってベアの回答がなされるなど、近年にない賃上げが実現しつつあると認識をしております。具体的な賃金水準は、おつしやるのとおり、個別労使間の交渉を通じて決定されるものではありますけれども、今後こうした賃金上昇の動きが、御指摘ありました医療・福祉セクターを含め、地域、業界、性別を問わず広がっていくことを期待しておるところでございます。

○石田昌宏君 ありがとうございます。是非それが実現するように、政府としても積極的に取り組んでいただけたらと思います。

次に、税金についてちよつと考えてみたいと思うんですが、税金についても、ちよつと昨日も確定申告の締切日ということで、今税金に関して関心が一番高まっているところだと思います。ただ、税金というのは国民にとつてみたら余りいいイメージを持つていないもので、これがまた難しいところ

で、よくある手ですけれども、税つてどういう語源かなと調べてみたら、こうらしいんですね。のぎへんが穂先が垂れかかる稲、右の方は漏れていくみたいなイメージがあるそうで、自分の収穫の中から抜け落ちていく穀物なんですつて。それが税金で、何か本当にいいイメージがないんですね。ですから、できれば払いたくないという、こういう印象になります。

でも、社会を営むためには当然、構成員が公平にその意味を理解して税金を払っていくことが大事で、税に対する意識とか意味付けだとか、ちゃんと理解して、まあ積極的にとは言いませんが、ちゃんと理解して払つていただけるような環境をつくるのがとても大事だと思います。その点で、確定申告は、作業はとても大変ですけれども、自分が何をやっているかを理解する上でいいし、ある意味たくさん控除もあつて、うまく還付されると何となくボーナス出たなという、こういう感覚にもなるわけであつて、非常に税が身近

になるんじゃないかと思いますが、実際、確定申告を行うためには、年収が二十万円以上だとか、かなり、やつてもいいわけですが、必要性は少ないわけで、多くの国民はやっていないと思います。特に、サラリーマンなどは年末調整がありますので確定申告をする必要はありません。実際に、今、どのくらい還付受けているか、教えていただけないか。よろしくお願いします。

○政府参考人(藤田利彦君) お答え申し上げます。平成二十四年分の所得税の確定申告書につきまして平成二十五年三月末日までに提出された件数でございます。ちなみに、申告納税額は二兆四千九百億円でございます。

それから、還付についてもお話がありました。確定申告件数のうち還付申告件数は約一千二百五十七万三千件でございます。還付税額は約九千八百四十一億円となっております。

○石田昌宏君 ありがとうございます。確かに源泉徴収とかで済ませると楽なわけですが、余り進んでいないという感じがあります。

古い話をちよつとしますけれども、大島訴訟という訴訟がありまして、何かというと、サラリーマンの税金と必要経費に関する訴訟なんです。最終的には昭和六十一年の最高裁の判決で棄却されてしまつて負けたわけですが、この論点は何かというと、所得税法が事業所得者に必要経費の控除を認めているのに対して給与所得者はその控除がないのは不公平であるといった趣旨の内容なんです。これに関して、負けたわけですから、こうだということであるんですけれども、その影響だと思ひます。その二年後に給与所得者の必要経費とも言える仕組みができまして、特定支出控除というんですけれども、こういう仕組みができましたから、今でもやろうと思つたら必要経費の計算はできるんです。ただ、ハードルがかなり高いとは聞いておりますが、今、実際、どのく

らいの方がこの控除を受けていらつしやるんですか。

○政府参考人(藤田利彦君) お答え申し上げます。

平成二十五年三月末日までに提出されました平成二十四年分の所得税の申告書のうち、給与の特定支出控除を適用した者の数は六人でござい

す。

○石田昌宏君 全国で六人ということですよ。何というか、分らないんですけれども。

かなりハードルが高いんだとは思いますが。理屈はいいんだと思うんですけども、実際は給与所得控除などもありまして、ハードルが高いと思

ますが、やっぱり税金を意識する上では、例えば通勤費とか転居のお金とか資格取得費、勉強する費用とか図書費とか、いろいろと実は可能

なんです。こういったことをやっぱりちゃんとしていくことは税金の意味を理解する上でも

重要だと思ひますので、こういった仕組みはしっかりと進めなければならぬと思ひます。

もう時間なので質問は余りできませんけれども、というわけで、こういった仕組みも含めて大

きく見直して、確定申告を少しでも増やしていくといった姿勢がとても大事なかなと

いうふうに今考えております。もちろん、事務的には非常に負担が掛かるし問題であるかもしれ

ませんが、税金をしつかりと払うという、こういうことで国をつくっていくかなと、幾ら幾らや

っても抜けていく抜けていくだと相当な金額が漏れてしましますから、この御時世もつたいないとい

ことです。

是非是非、確定申告を進めるような工夫をしていただきたいというふうに思ひますが、いかが

でしょうか。

○副大臣(愛知治郎君) 先ほどの実数について、まだなかなか浸透していないというふうに思

も、この制度自体は、納税者の手続を簡便化し、納税のための社会的な費用をできる限り小さくする観点から行われ広く定着しているもので、これを中心に今納税をしていただいているというところ

でござい。他方、この年末調整の対象とな

なっているサラリーマンの方々についても、御指摘のとおり、納税者自身が所得及び税額を確定

申告すること、この税制の意義というのを皆さん意識していただけるんじゃないかと思ひます。

先ほど、サラリーマンの経費であります特定支

出控除についてありましたけれども、これも様々

な項目がござい。図書費、衣服費、交際費等

の勤務必要経費等々、これを新たに控除の対象に加えるといった見直しを行っております。まだ

だ皆さん御理解いただいてないので活用される方は少ないと思ひますけれども、これからしつかりと広報に努めるとともに、納税者の皆さんに

この納税に対する理解を深めていきたいと思ひております。

○石田昌宏君 ありがとうございます。

納税の意識を変えていくことはとても重要だと思ひます。ありがとうございます。

○委員長(塚田一郎君) 石田さん、時間が来ていますのでお願いします。

○石田昌宏君 はい。終わります。

○藤巻健史君 日本維新の会、藤巻です。よろしくお願ひいたします。

今回の所得税法等の一部を改正する法律案、これはデフレ脱却、経済再生が目的だとうたつて

おりますが、果たして本当にこの法律改正でデフレ脱却、経済再生ができるのかと疑問に思つてお

ります。

質問なんですけれども、まず最初に給与所得控除についてお伺ひしたいと思います。

千万円に引き下げるとい改正が提唱されているわけでございます。

思うに、この一千万、最終的に下がる一千万という給与というのは、大企業の課長、部長レベル

の給与だと思ひます。この法案改正を書いて

いる財務省の方々にも適用されるぐらいの給与だと思ひますけれども、きつと泣きながら書いて

いるんじゃないかと思ひますけれども。これ、この程度の人たちに課税強化するというのは果た

していいのかなと、いじめじゃないのかなというふうに私は思ひます。

一月二十日付けの日経新聞の三面に高給取り危うしという記事があるんですけども、この記事

の中によりますと、大和総研の試算によると、平成二十八年に年収五百万円で働き手一人、子供二

人、これ三歳以上中学生以下なんですけど、年収五百万円の世帯の場合、可処分所得が四百三万

円になると。要するに、五百万円の給与所得がある人は可処分所得が四百三万円であると思ひてあり

ます。一方、千五百万円の給与所得の人の可処分所得は千七万円になると書いてあるんですけど。要

するに、五百万円の場合は可処分所得が四百三万円、千五百万円の場合は千七万円になるという

わけです。すなわち、名目上、給料三倍もらつて

いたと思つたらば、可処分所得の段階になると二倍ちよつとしかなくなつちゃうわけですね。

それで、逆の、ほかの言い方をすると、五百万円の方は、所得税だけじゃないですよ、所得税、

そういう税金その他、それから社会保障費を入れて約百万円持つていかれちゃうのに対して、千五

百万円の方は約五百万円持つていかれちゃうわけ

です。これはこの可処分所得を考えると余りにもツマツツかなと、余りにも平等に、結果として

ですね、結果として平等になつちゃうのかなと。要は、もうちよつとと言うと、例えば年収五百万

円の方は可処分所得四百三万円になっているといふうにその試算ではありますけれども、そこか

らいろんな費用を払わなくちゃいけない。預金で

きるのはきつとないですよ。一方、例えば、分

りませんけれども、年収三百万円の方という

余り税金、社会保障を払わないで、かついろいろ

な低所得者層援助というところで何でもかんでも

除されて、お金、食料とかには使うかもしれ

ませんけど、払ふ必要がない。そうすると、本

当に結果が平等になつてほとんど差がなくなつて

くということ、確かに所得税だけを見るとそれ

なりに、私もちよつとこれでもまだ問題あると思

うんですけども、所得税と社会保障と、何でも

何でも低所得者援助、援助というところ、全てが

平等で、働こうと働かないと全てが同じというこ

とになつてしまふんじゃないかなというふう

思つてしまふんですね。

特に、経産省とかいろいろところで出てい

る、というかマスコミで使つて、よく新聞で

アジアが中間層が増えていくとかいうときに使

う中間層というのは、世界標準でいうと世帯収入

の五千ドルから三万五千ドルなわけですよ。こ

とは、やっぱり五十万円から三百五十万円の人

たちを中間層と言つてゐるわけですよ。日本人

ほとんどが高所得者になつてゐるわけですね。それは生活レベル、生活の値段、いろんなものの諸物

価が違ふので、いろんなことは言ひますけれども、ただ、表面上だけ見たら日本人ってほとんど高

所得者なんです。かつ、一部、生活保護をもら

つてゐる方は中間層の上層になるんだと思

うんですけど、上位層になると思ひますけど、

要は世界標準で見て高所得者層の部に入る人

たちをそんなに格差は正、格差は正といつて

縮めて結果平等主義になつたら、まさに誰も働か

ない、全員貧しく、ひどく平等に貧乏になる

ということになつてしまふんだと思ひます。

ということ、まず財務大臣にお聞きしたい

んですけども、私、昔、部下に欧米人がた

くさんいたんですけども、日本に来た欧米人

は、間違ひなく日本は世界最大の社会主義

国家だといふうに言つておりました。これは

欧米人の一種の常識で、いろんな国を

見てきた結果として、見てくると、日本

は格差がない、一番の国だとい

ふうに言うんですけれども。それでさらに、たか
がと言っちゃ失礼かもしれない、一千万円です
よ、それは多いですけど、一千万円の人をです
ね、ごめんなさい、最終的にその上限にして、ど
んどんどん可処分所得をみんな同じにしてい
くというのはこれはどうか。これまさに日本
というのは本当に社会主義国家じゃないかと思
うんですけれども、いかがでしょうか。

○国務大臣(麻生太郎君) 表現が間違っておりま
す。世界で一番成功した社会主義国家なんです
それが最も正しい表現だと。私、よくイギリス人
やらドイツ人とこの話はもう昔したことあります
のであれななだと思ひますが。

高所得者に可処分所得等々が厳しいという御指
摘なんだと思うんですが、これは、最近の税制改
正の傾向というのを見ますと、所得税につきまし
ては、勤労意欲とか事業意欲への影響に配慮する
観点から大幅な累進の緩和というのをずっとこの
ところやってきたところです。

〔委員長退席、理事西田昌司君着席〕

一方で、近年は格差の拡大の傾向が見られてき
ておるといふことになっておりまして、税制にお
きましては、所得の再配分機能を高める観点か
ら、最高税率の引上げなどの所得税の見直しを
行ったほか、いわゆる問題になっております社会
保険制度におきまして、配慮が必要な人の負担
軽減を図るという観点から、消費税率を財源とし
て、国民健康保険等のいわゆる低所得者向けの保
険料の軽減を行うこととしております。

また、消費税が引き上げられるという事態を踏
まえて、低所得者の負担の軽減を図るために、住
民税の均等割の非課税世帯に対して一人一万円を
給付する簡素な給付措置を行うこととして
おるんですが、これは、最近の経済社会の情勢と
いうのは、特に日本の場合にはこれ世界で唯一デフ
レーションによる不況というのをやっておりまし
るので、なかなかちよと他国と比較しにくいところ
ではありますけれども、いづれにしても、消費
税率の引上げといった事情を勘案して税制とか社

会保障制度の全体というものを検討してきたこ
ろですが、結果平等の社会主義のようになってし
まうというようにならないようにしないとい
ふこの国の活力は失われる、私もそう思います
○藤巻健史君 格差は正ということはしよつちゆ
う言われているので、まあ格差議論にまた戻って
しまふんですけれども。

国の仕事というのは国民の財産と生命を守る
ということ、別に格差平等にするというのは、そ
れは暴動が起らないとか国民の財産と生命を守
るためであれば格差は正というのには必要ですけ
れども、三年に一遍海外旅行行ける人と一年に三回
海外旅行行く人の格差を是正する必要は全くない
と思ひてますので、もちろん最低限、その最低
レベルの生活に行かない人たちは確実にセーフ
ティーネットですべていかになくちゃいけないと思
ひますけれども、全ての格差は正が余りにも進み
過ぎると悪平等で、この国は、先ほども申しまし
たように、皆平等で貧乏ということになってしま
いますので、その辺は十分にお気を付けいただ
ければというふうに思ひます。

実は、私がロンドンにいたときに、最初私はロ
ンドン、このときはまだ私は日本の銀行に勤めて
いたんですけども、そのときに三か月間だけ部
下の女性、三か月間だけ事務を勉強しようとい
うことで事務方の責任者をやっていたことがある
んですが、八人女性部下がおりました。皆、中学
卒で、十六歳、十七歳でした。彼女たちの所得税
聞いたら約四〇％だったんですね。これはちよ
つとる覚えなので確たるものはないんですけど
も、四〇％だと。私は、日本だったら生活保護の
レベルだぞ、それでもそんなに払っていないの
聞いたら、これ国民の義務だからと言ったんで
すよ。私は、まだ十六歳、十七歳の女の子がそ
こまで言うのかと思ひて感心したんですけども。

特に、私が最初にロンドンに行ったときとい
うのはフォークランド戦争真っ盛りですから、男性
の場合は軍役に就いてかつ高い税金を払っている
わけですね。となると、昔から、ローマの時代か

ら、国民の義務というのは兵役と税金、納税だと
いうふうに言われている。日本は当然兵役はあり
ませんから、納税をするというのは国民の義務だ
と思ひますが、消費税を上げると言うとき皆さん
嫌がると。御存じのように、先進国で最低の税率
である、上げたところで最低の税率である。

それから、私が聞くところによりますと、所得
税を払っていらつしやる方が非常に割合的に少な
い。すなわち、最低課税がすくく高く、ほとん
どの方はというのか、物すごい、ちよつとごめん
さい、三分の一とか、よく分からないんですけど、
ぐらいいしか所得税を払っている方がいない、
払っていても非常に少ないということ、どのく
らいの方がまず所得税を払っているのか。

例えば、これちよつと質問に出したかどうか、
告知したか覚えていないんですけど、例えば
所得の一〇％所得税を払っている方が国民の何
％いるのか、他国と比べてそれは多いのか少ない
か、もし分かればおっしゃっていただければと思
ひます。

○政府参考人(田中一穂君) 今の先生の御議論で
ありますと、これは国、地方両方合わせてどのく
らいの個人所得課税が行われているのかという観
点でデータを見る必要があると思ひます。

〔理事西田昌司君退席、委員長着席〕

その意味で、個人の所得に係る税負担というの
が一〇％を超える者の割合というのはいさうい
う目で見ますと結構高うございまして、都道府県ある
いは市町村民税で住民税があります。下の方は今
やもう国税よりも住民税の方が高いわけござい
まして、所得の一〇％の税率は、所得割の税率が
一〇％でございまして、所得の一〇％以上の負
担をなさっている方は個人住民税の所得割の納税
義務者の全員になるわけです。したがって、
五千五百万人程度というふうに計算されます。

国税としての所得税、これは御案内のとおり課
税最低限等々ございまして、最低税率は五％で
ございまして、一〇％以上の税率が適用になる者
の割合ということになりますと、これは総合課税

の適用を受けている者の中で見てみますと、総合
課税の適用を受ける四千八百万の納税者のうち約
四割、対象は一千九百万人程度というふうになる
と思ひます。

ただ、これ国から地方に所得税の税収、財源を
移譲してきていますので、やはり国、地方を両方
足してみないといかぬというふうに思ひます。

○藤巻健史君 ということは、ほかの国に比べて
高いという、ちよつと私の認識が違っていたのか
もしれませんが、高いということですね。

○政府参考人(田中一穂君) 御下問が一〇％を超
える負担をしている人たちの割合ということでご
ざいますので、一般的に思われているよりも結構
高い割合だという話をさせていただきまして。

実はほかの国は、個人単位課税が一部崩れて、
夫婦の単位課税の、例えばアメリカなんかは個人
単位と夫婦単位の課税の選択方式ですし、フラン
スは世帯課税ですので、これ単純に比べることが
できないわけでありまして、国税ベースで見たと
場合に一〇％を超えて所得税を払っている者の割合
ということになりますと、今の話を前提にお考え
いただければと思ひますが、アメリカは七
一％、イギリスは九七％、フランスは四五％とい
うふう把握しております。

○藤巻健史君 じゃ、ちよつと話を観点変えます
けれども、論点を変えますけれども、今累積赤字
が千八百兆円ということで、今年度の予算案でい
きますと、五十五兆円の歳入、歳入というか税収
プラスその他で、九十六兆円を使つて四十一兆円
の赤字です。これ黒字化しないことには財政
再建にならないと思ひますけれども、そのため
には方法は考えられるのは三つぐらいで、歳入を
ほんと増やすか歳出をばたつと落とすか、私は結
果としてハイパーインフレにならざるを得ないと
思ひていますけれども、建設的な意見をする、
歳入を上げるということになると、所得税、
ちよつと今数字を忘れましたけれども、十何兆円
ですよ。これ税率二倍にしたところで、税率二
倍にすると所得、収入はさつき下がるという議論

もありましたが、そうだなと思いますけれども、税率二倍にしたところで十数兆円しか増えないわけだし、法人税を二倍にしたところで十数兆円しか増えないわけ、当然、頼るところは消費税だと思ふんですね。

消費税だとなると、この前もちょっと、あれ予算委員会だったかな、大臣にお聞きしましたけど、アトラクタ連銀のブラウン博士は二〇七七年までに五三%にしないといけないというふうにおっしゃっていましたし、この前、予算委員会の公聴会で原田早稲田大学の教授が二〇六〇年までに三六%にしないといけないという話をしていたんですが、日本の国情というか国民の認識を考えるとなかなかそれも難しいとなると、もう一つの考え方というのは課税最低限を下げちゃうと。すっと下げて、みんなが平等に多少なりとも税金を払うというアイデアもあると思うんですが、その効果というのはどうでしょうか。それを下げたところで全く税収が上がらないなら別ですけども、それを下げることによってかなりの税収が増えるのであれば、それは一つの消費税に代わる財源とも考えられるわけですね。

当然のことながら、そういうことを申し上げると、低所得者層にというふうにおっしゃる方多いんですけども、これ課税最低限を下げるということは、国民全員に同じ金額、逆進性の問題はあるかもしれませんが、全員同じように払うわけ、高所得者層も当然増税になるわけですから、それなりの国民全員の負担ということにもなり得るんですけども、課税最低限を下げるというアイデアは全く国税庁としては考えていないんじゃないかな。

○国務大臣(麻生太郎君) これなかなか難しいところなんです、税率の引下げを通じてこれまで累次の累進緩和というのをやってきた結果、全体として税負担というのは、先ほど田中の方から申し上げましたように、相当低い水準になってきておるといのはもう間違いない事実でありまして、その財源の調達機能とか所得再配分機能とい

うのは結果として低下しています。これはもう間違いないということになってきておると思いますが。

一方、課税最低限の引下げということになりますと、これは新たに納税をしていただくかなきゃならぬという低所得者が出てくるので、これは様々なことが議論というのは予想されることだと思いますが、これは、いずれにしても税収の安定性の確保とか基幹税のバランスをどう考えるかということとは、これはみんなでもやる消費税でやるのか、先ほども言われたように、法人税でやるのか、法人税を下げなきゃどうにもならぬぞという御意見もあれば、今言われたように課税最低限は下げるとか、これ実にいろいろな御意見があるんだと思いますが、いずれにしても、日本としては、今言われておりますように、少なくともGDPの約倍の借入金ということに、会社でいえばそういうことになります。

そういうことになりますので、結果としては、税収、こつちの側の方のGDPというのを、この比率を、やっぱりGDPの比率を上げて借入金との比率を下げていくというのに、今の五対一〇というのは、どう考えても二〇〇%超えているというのはいは明らかで異常であります。戦争中のイギリスが最後に二四〇%ぐらいが、第二次大戦の末期、イギリスは二百四十何%行っていましたけれども、ほかには余りその種の例がない。ただ、幸いにして藤巻先生、日本の場合はあのEUとかほかの国々と違って、自国通貨でこれを賄っております国というのは、イギリス、アメリカ、スイス、日本、この多分四か国だけしかありませんので、その点が少しちよつと他国と違っているところだとは思っておりますけれども。

いずれにしても、GDPを伸ばして今の借入金との差を詰めるというのが基本だと思っておりますので、これを丸々借入金を返すということは、それは会社の経営でも一番先は根雪みたいにならずとロールオーバー、ロールオーバーって経営者用語ですけど、会社で期末にずっと越していく、あ

あいつたようなものだと考えれば、基本的に借入金が多いからというのが問題ではないんであつて、このGDPとの差がもう少し少ないところつくといううんではないような状況を早いところつくり上げるというのが一番大事なところかなとは考えております。

○藤巻健史君 借入金の議論は、私は、ここまで元本が大きくなつちゃうと、金利が上がつたら一発でアウトだなと思つていますので、なるべく早く歳入を増やさないといけないということで、確かに課税最低限を下げるというのもあるんですけど、王道は消費税上げかなと私は思っております。

次の質問に入りたいんですが、贈与税についてお聞きしたいと思ひます。

今回の法案では相続税の改正というのは微々たるものなんですけれども、経済再生を言うのであれば、これやっぱ切り札というのは贈与税の廃止だと思ふんですね。というのは、贈与税が、皆さん、子供に財産、例えば家を建ててあげるとかそういうのは贈与税が怖いからできないんであつて、贈与税がなければどんどん子供に家を建てて、家が建てば周りの電気器具も売れるしということ、非常に活性化されると思うんですね。

ですから、私は贈与税を撤廃するべきだと思うんですが、問題は、贈与税というのは相続税の補完税ですから、相続税をなくさないで贈与税はなくせないということですね。

それで、一つお聞きしたいんですけど、私の理解だと、今世界は相続税をほとんどなくしている、ない国が多い、減額している国が多い。唯一増額、増税しているのは日本だけだと思ふんですが、これなぜ他国が相続税なくしているか。それは、私はさつき申し上げたような贈与税をなくすためだと思つていますが、日本人はとかく格差是正の方が金科玉条になっていますのでそういう話になっておりますけれども、贈与税をなくすということ、すなわち相続税をなくすというこ

とを考えられないでしょうかね。

先ほど来、格差是正は言っていますけど、今度の、来年度からたしか三千万プラス六百万円掛ける法定相続人ですから、子供二人だと四千八百万円ぐらいから相続税が掛かってくるわけですよ。家の値段とかを考えると、四千八百万円って正すべき格差かどうか。私は、さっきの、所得税の再配分機能ということをお聞きしてしましたけど、そこまで再配分、再配分ということをお願いする必要があるのかと私は思ふんですが、いかがでしょうか。

質問は、相続税、贈与税に関するということ、相続税のない国はどこか、減らしている国はどこかという細かい問題から、相続税をなくすという、贈与税をなくすというアイデアはどうかということをお答えいただければと思います。

○政府参考人(田中一穂君) まず、世界各国のデータでございますが、私も把握している限りで言いますと、OECD加盟国三十四か国のうち、いわゆる相続税のない国というのは十二か国、三分の一ぐらいあるということでございます。

ただ、一方、今のアメリカのオバマ政権は、一五年度の予算教書におきまして、最高税率、この相続税、遺産税及び贈与税ということですが、最高税率の引上げを四〇から四五にする、あるいは課税最低限の引下げを提案しております。そういう意味では日本だけではないということだと思ひますが、日本の場合は、ここに来て急に相続税の課税強化をやつたという認識よりも、与党の税制調査会で議論されておりましたのは、バブル期にかなり地価の高騰がございまして、それに合わせて、ほつておきますと相当の相続税が高くなるものから、基礎控除の水準をかなり上げてまいりました。

今現在は、バブル期の前の段階よりも更に地価の値段は下がっておりますので、一番大きなのが地価なんですけれども、そういう意味で、五十年代に適用されていたような水準を念頭に置きなが

ら、そこまで直ちに昔の姿に戻してはいませんけれども、そういう意味で、バブルの発生前の相続税の姿に少し戻る感じで改正を行って、それはそこだけ見ると増税になるということでございます。

それから、相続税が存在しない国というのは先ほどあると申し上げましたが、中には、例えばカナダなんかは、死亡した段階でその持っている資産の譲渡があつたというふうになさって、みなし譲渡益課税を行っております。これは一つのそういう判断をなさっているということでございますけれども、そういう意味で、相続税のような形ではないけれども、相続の段階での資産移転に課税をしている国は別途存在するというところでございます。

○藤巻健史君 今のお答えですけど、これはもう覚えのあれしかなんですけど、確かに十二か国が無税ということはありませんけれども、例えばドイツですけれども、ドイツ確かに税率高いと思うんですが、私の聞いた限りでは、これもコンファームしているわけじゃないので分かりませんが、課税評価額がたしか一九六〇年とか何か言っているわけですよ。これは相続税高くなつて、一九六〇年のときの地価の値段で評価しようとしたら、これは誰だって払わないですよ。払うところまで行かないということがあつて、逆に言うと、相続税があつても実質ないような国もあるということ。

それから、オバマ政権の話をされて、相続税増税だとおっしゃいましたが、これも数字を覚えていませんけど、あれ、増税するのはたしか十億円とかそのくらいですよ。日本みたいは何千万円を増税するわけじゃなくて、ちょっと次元が違つて、やっぱりオバマ政権は上げるといつたって普通の人は払わないんです、全く。ということじゃないかと私は思います。

それと、あともう一つ申し上げれば、中国という共産主義国家であれ、相続税もないということ

も言えるのかなというふうに思っております。ちよつと時間がないのもう一つだけ、幾つか本当はたくさんあるんですけど、一つだけ申し上げると、もし経済再生を図るといふならば、私は税制というのは極めて政治にとつては重要というか、経済を強化できるんだと思うんですけど、やはり、私は昔から円安論者と言われていて、円安にしなくちゃいけない。実際、去年、今年を見てみますと、去年円安で景気が良くなつて、その円安が止まってしまうたら株もおつこつて景気も何かおかしくなつてきたということで、円安ということとは極めて経済を上向きにできる方法だと思つておるんですけども。

そこでちよつとお聞きしたいんですが、例えばドル預金、ドル預金の場合は今総合課税ですね。これは、大体円高が進んでいましたから余り問題になりませんが、円安に進むとなると、例えばそれなりの高所得者層の方、ドル預金をした為替益で五〇％持つていかれちゃうわけですよ。もうかれは半分持つていかれて、損したら全部なしということじゃ、誰もドル預金しないですよ。その代わりにドルのMMFというのはありますけど、ドルのMMFというのは来年の末までは無税なんですけれども、再来年以降二〇％課税になつちゃう。今は証券とみなされてゼロですけども、再来年から二〇％。となると、誰もまた海外にお金を持つていけないう。また円高が進んでいつちゃう、日本は沈没していつちゃうということになりかねないんですが。

私は、例えば昔あつたマル優みたいに、マル外とかいって三百万円まで外貨預金は無税とか為替益無税とかいふようなことをやれば、極めて円安を導いて経済再生に役立つと思うんですが、いかがでしょうか。

○国務大臣(麻生太郎君) マル外ね、なかなかいい単語ですよ。マル外、いい単語。為替というのは、もう御存じのようにこれは様々な要因によつて市場で決まりますので、為替

の影響などについてお答えするのはちよつと差し控えていただきたいんですが。

外貨建てのMMFでしたっけね、あれマネー・マーケット・ファンドといひましたっけね。これ、公社債の譲渡による所得はこれまで非課税というところになつていたんですが、今度の抜本改革法によつて、金融所得課税の一本化というのの一環として、損益通算範囲の拡大と併せて二〇％の申告分離課税というので、これは平成二十七年、二十八年度からなるようになったと思ひます。

これは、おっしゃる通りに、金融商品間の税への負担の違いというものによつて投資家が左右されないで、そのニーズに応じた投資を可能にするということが一点と、それから、外貨建てを始めとする公社債につきましては、売却損が出た場合には他の金融商品の売却益と通算できるようになりますので、この投資リスクの軽減を図るという趣旨と両方ありますので、これは一概に、今御指摘の点も言われていることは確かですけども、その他の面もあるという点も合算してちよつと考えていただかないかぬところかなと思ひます。

○委員長(塚田一郎君) 藤巻健史君、質疑時間が来ておりますので、おまとめください。

○藤巻健史君 はい。たくさんあと質問あるんですが、時間が来ましたのでこれで終わりにしたいと思います。

どうもありがとうございます。

○川田龍平君 結いの党の川田龍平です。

法案の質疑に入る前に、昨日の質疑時間に続いて、国際連帯税について質問させていただきます。

冒頭、まずは、昨日の質疑で税制抜本改革法に基づく検討の主体は財務省と政府税調であると大臣が前向きな御答弁をいただきましたことに心より感謝を申し上げます。

航空券連帯税の導入国において航空業界や観光業界からの反対があるか、昨日の質疑では国交省

は把握していないとのことでしたが、外務省ではどのように把握していますでしょうか。

○政府参考人(南博君) お答え申し上げます。

航空券連帯税を既に導入しております幾つかの国、具体的にはフランス、韓国、チリでございますが、これらの国において、在外公館を通じて同税に対する国内の反応について調査いたしました。その結果、航空業界等から明示的な反対意見があるとは聞いておりません。

以上でございます。

○川田龍平君 ありがとうございます。

今日、資料を配付しておりますが、この資料一にありますが概要の八行目にあります、導入国において航空業界からも観光業界からも反対の声は特に上がっていないということですが、外務省には是非、国交省と連携して、よくこれをまたいろいろと調べていただければと思います。

次に、昨日、大臣が指摘された船についても国際的な枠組みで課金するような仕組みの検討が進められていると聞いていますが、どのようなものを検討しているのでしょうか。

○政府参考人(坂下広朗君) お答え申し上げます。

海上貿易に従事する国際海運の分野におきましては、船舶からのCO₂の排出の削減を進めるために、平成二十五年一月から条約に基づいて船舶の国際的な燃費規制が開始されております。この更なるCO₂の削減を促すために、現在、国連の専門機関であります国際海事機関におきまして、船舶の燃料油に課金をする制度や排出権取引制度などの検討が進められておるところでございます。

我が国からは、国際的に船舶の燃料油一トン当たり一定額を徴収しまして、基金を造成して発展途上国の国際海運分野におけるCO₂削減対策の支援に充てるという制度を提案しておるところでございます。また、この制度では、燃費性能が優良な船舶については支払を免除するというような

仕組みも設けておりまして、燃費性能が優秀な船舶への誘導を図るといったような仕組みにもなっております。ところでございます。

なお、この制度につきましては、平成二十年から検討が先ほどの国際海事機関で行われておるわけでございますけれども、各国の意見に相違がございますまして、現時点ではまだ審議の収束について見通しが立っていないという状況でございます。

○川田龍平君 これは、日本政府が国際機関であるIMOに提案したということです。国交省ではこれを税と呼んでいないとのことですが、一般的には環境税の一種と受け取られており、そういうような報道もあります。つまり、国交省も、一種のグローバルタックス、経済のグローバル化で受益している経済セクターの国境を越える経済活動に広く課金することを考えているということだと思えます。大臣の昨日の御発言のとおり、国際船舶でも地球規模課題への対策に充てる課金の仕組みが検討されているというわけです。徴収金を国際的に管理するという意味では連帯税と同じ枠組みですから、船に続いて飛行機でも検討は可能ではないかと思えます。

大臣、この配付資料一にあるように、毎年、日本人は実は十億円も既に他国に対して航空券連帯税をお支払をしているんですね。他方、東京オリンピックまでこれを導入すれば、我が国でも約三百億円の税収が上がるという試算があります。少額ながら韓国も導入済みです。アジアのリーダーであり続けるためにも、最も導入が容易と言われているこの航空券連帯税については、是非、大臣在任中に道筋を付けていただければと思います。業界の説得には議論としてもしつかり取り組んでまいるつもりですが、いかがでしょうか。これは是非お願いします。

○国務大臣(麻生太郎君) 新しい税をつくるときに、財務大臣が、任せておいてくださいなんて言うことだけはありませぬから、それだけはちよつと頭に入れておいていただかぬと。

○川田龍平君 そしてもう一つ、金融取引税という、FTTというものも国際連帯税であるという認識で、財務省、これはよろしいでしょうか。

○副大臣(愛知治郎君) 先日お答えを申し上げたんですけれども、国際連帯税というもののものなんですから、これは国際的に確立された定義はないんですが、一般的に言いますと、貧困問題、環境問題等の地球規模の問題への対策のための財源確保を目的とした税を指すものと承知をしております。

御下問にありました金融取引税についてなんですけれども、既に導入しているフランスではその税収の一部を途上国支援に充てている一方で、EUにおいては、現在、税収を財政再建のために充てることを前提としてこの金融取引税の導入が検討されているなど、具体的な制度設計は様々であり、金融取引税を一概に国際連帯税として整理することは必ずしも妥当ではないと考えております。

○川田龍平君 今お答えいただきましたように、この配付資料の二の概要の十行目にもありますように、開発や気候変動等の地球規模課題の対応資金とすることができるとの考え方も欧州ではあるようです。この金融取引税は、現在、欧州十一か国で共同して導入しようとしているようですが、その導入目的は何で、どの程度の税収を得ようとしているのでしょうか。

○国務大臣(麻生太郎君) これは昨年の二月にEU事務局が発表した案ですけれども、この導入目的は、EU域内における金融取引に関する税制の調和を図る、近年の金融危機に係る財政負担について金融セクターにも公正な負担を求める、不健全な投機的取引などを抑制するの三つということがいわゆる目的とされております。

また、事務局としては、EU事務局は金融取引税の導入によって年間約三百十億ユーロ、四、四、五兆円ぐらいの規模の税収を見込んでいっていることになっておりまして、現在公表され

ておりますEUの金融取引税の目的を見るに、いわゆる国際連帯税の趣旨とちよつと必ずしも同じとは言えないのかなという感じはいたします。

○川田龍平君 今御答弁いただきました、昨年二月に欧州委員会が発表、公表したこの導入提案を讀むと、我が国の金融機関がFTT参加国の金融機関、例えばドイツの金融機関と取引した場合、ドイツ当局にこれ納税しなければならぬスキームとなっているようですが、金融庁はこれをどう評価しているのでしょうか。

○政府参考人(三井秀範君) お答え申し上げます。

仮に現在公表されておりますEU指令のたたき台どおりに導入されたら仮定いたしますと、先生御指摘のとおりでございます。日本の金融機関にも課税が及ぶケースが生じ得ると考えております。具体的には、日本の金融機関がこのEUの参加国の企業や金融機関、例えばドイツの銀行との間で株式等の取引を行う場合、あるいは、日本の金融機関が参加国内で発行された金融商品、例えばフランス国債を取引するという場合に金融取引税の課税対象になり得るものと考えております。

ただ、このEU指令案、このたたき台につきましては、当初、今年の一月から既に導入されるといっても、現在もまだ議論が続いているというふうに承知してございます。

いずれにいたしましても、仮にこの現在のたたき台の案のような形で金融取引税が導入されるといふことになりましたと、日本の金融機関による取引も含めまして、国際的な金融取引に多大な影響が及ぶことになるのではないかとということが考えられまして、金融庁としてはこの議論について十分に注視してまいりたいと考えてございます。

○川田龍平君 これ導入となれば、日本の金融業界にも大きな影響があるわけですので、業界としても大変注視しているのではないのでしょうか。

金融担当大臣、是非、今年に入つてドイツが大変熱心にこれは推進しようとしているということなんです、これについて大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(麻生太郎君) これは、EUの中でドイツがやるからといって、ほかの二十何か国は全員付いていくか、極めて疑問ですな。ドイツの場合、特にあそこだけはえらく内容が他の二十何か国と違いますので。そういう意味では、ドイツが言うとなつとなかなか難しいかなと思うぐらいなんです、もうちよつと、せめて半分ぐらいの国と組む、まあ半分、最低半分ですな、半分ぐらい組んでやらないととても影響を与えるまではならない。半分といつても、イギリスとかフランスとかオランダとか、でかいのが入つてこないとなかなか難しいかなという感じがいたしますね。

それで、やつぱりこれ、フアンドを動かしている人たちから見ると物すごく大きな話ですから、これはフアンドマネジャーにとりましてはほとんど自分の利益を食われることになりまして、これは挙げて反対してくるというのに対抗できるだけ、ドイツってそんなに力ありますかねと、私らはちよつと正直、これよっぽどしつかり組まないとなかなか難しいなと思って、私もBEPs、BEPsって御存じの、あれをやっておりますけれども、これに対する圧力ですら物すごいものですから、そういった意味では、これは更に大きなところとやらなかなというののは結構な圧力に耐えるものが必要かなという感じはいたします。

○川田龍平君 その中で、近いうちということ、これいつになるか分かりませんが、欧州の十一か国がこれを今検討して現実となれば、これは日本としても丸損になるということですので、早急に例えばこの国際連帯税、金融取引税に関する検討委員会といったものを、この検討調査機関を政府の中に是非設立して、我が国でも検討を加速する必要があるのではないのでしょうかと思えます。例えば、政府税調の下ですとか官邸の中に検討していただけないかということで、是非、麻生

副総理から総理に提案していただけないでしょうか。

○国務大臣(麻生太郎君) いわゆる金融取引に対する課税の在り方ということなんだと思いますけれども、公平性とか中立性とかいったいわゆる基本的な租税の考え方を中心に置いて、やっぱり金融商品というのは次々と新しいのが出てきますので、そういった意味で取引自体がすぐ海外にシフトします。

十一 一か国プラスジャパンと。じゃ、その他の国、ばつと出ちゃうということになると十一か国皆ということになりますので、これはよほど、この種の金の動いているところにいる、金融セクターと言われるものを持っているそういった国全部で組まないと、さつと逃げてその金はそこだけ落ちるということになりますので、これはよほどきちんとやらねえとなかなかいかないものだと思います、いきなり総理に申し上げてこの話は意味が通じると思いますが、これはなかなか金融に詳しい人でなきゃ分かりませんよ、これ。あなたは分かっているらうけど、分かっているかどうか分かりませんからね、我が方は。

だから、そういった意味じゃ、そんな簡単な話じゃないんですよ、これ。是非その点も考えておかなきゃいかぬかなと思います、私自身もやつと最近分かるくらいですから。

○川田龍平君 是非、政府内での検討というのをしていたらいいと思います。

税制抜本改革法にこの連帯税を検討するということが明記されてから二年がたちましたが、昨日の質疑で明らかになったように、この間、政府の中での具体的な検討というのはなされていません。

ですので、私は、是非この政治のリーダーシップというのをやっぱり発揮していただいて、もう各省が、今までは外務省がやっていると財務省がやっているんだとか、そういったことで押し付け合いがあったと聞いていますので、他方、安倍

総理のトップ外交というのは今様々な難問が山積しているという状況の中で、日本がこの国際社会の中で名譽ある地位をやつぱり占めていくためには、この夏ぐらいには何らかの検討組織を政府内に設置していただいてこの国際連帯税の具体的な検討を始めるといったことを是非、麻生大臣のリーダーシップに期待して、次の質問に入りたいと思います。

この法案についての質問に入りますが、いわゆるこの異次元の税制措置の一環として、復興特別法人税を廃止し、法人実効税率がこの四月から二・四％引き下げるということになりました。ほかに、設備投資や研究開発税制を拡充するなど、消費税を上げるタイミングでの法人減税メニューがずらりと並んでいます。

他方で、同じく消費税の痛みを受ける個人についてはどうかと見ると、公的年金は一％の減額、電気もガスも値上げ、さらには六月から個人住民税の千円増税も控えています。低所得者向けの対策は打っているかと政府はおっしゃいますが、この国の経済を支えている現役世代、特に子育て世代への配慮は十分ではありません。

私たち結いの党としては、衆議院において、日本維新の会とともに政府予算案に対する修正案を提出いたしました。その中で復興特別所得税の減税を提案しました。これは、復興に当たり、個人は二十五年間増税を強いられ、法人は三年の増税を決めたものを法人のみ一年前倒しでというのはいかにバランスが悪いと思いますが、これについて大臣の見解を伺います。

○国務大臣(麻生太郎君) これは、日本経済全体というものがいわゆる持続的に成長軌道に乗せるということの結果として被災地の経済復興のためにもこれは必要というのは御理解いただけることろだと思んですが、復興特別法人税の廃止というものは足下の経済成長というものを賃金の上昇につなげるきっかけにするために決定をしたものなんです、法人に対して、復興に係る負担とい

うものに代えて、賃上げを通じて必ず被災地を含む日本経済再生のために検討を果たしていただきますということを求めさせていただいた。これは大前提の話で、結果として、過日の春闘等々を受けてその答えは一部出てきていて、企業にもそれなりの答えをしていただいて、今まだ、それから中小零細企業にずっと今から行くことになるので、まだしばらく時間が掛かるんだと思います。が、いずれにしても、個人と法人というものの双方を通じて経済の好循環をやっていくということなんであって、基本的に、法人と個人を対決させるとかいうような考えとか、法人を優遇するとかいうような考え方は私どもにはございません。

○川田龍平君 この僅か一年の前倒しで本当に給与引上げに結び付くのかどうかというのは大変大いに疑問ですが、総理は更にこの法人税の引下げを国際公約としているようですが、これについて個人所得税や消費税によって財源を考えるべきなのでしょうか。私はそうは思いません。特に、税率は一％下げると四千七百億円の税収が消えるわけですが、この財源をどうするのでしょうか。大臣の見解を伺います。

○国務大臣(麻生太郎君) 基本的に法人税というのはものについて、これは法人税の改革に着手しますと発言があったということを受けてこの種の話がよく言われるようになったんですが、これは基本的に税制調査会等々にも話をさせていた。で、総理とも話をしておりますけれども、法人実効税率の在り方、課税ベースの在り方、そして政策効果というものをちゃんと検証していただきたい。

それから、他の税目との関係などについて検討を行うということにさせていただいたところでありまして、十二日でしたかの政府税制調査会に設置をしましたディスカッショングループというものにおきまして議論を開始をさせていただいたところなので、今後、法人税の在り方につきまして、これはしっかりと議論を進めていきたいと思っ

ておりますので、財源、税源等々は十分に考えないと、先ほどのお話で、下げれば税収は上がるなという簡単な話ではないことだと存じます。

○川田龍平君 私は、今の子育て世代、現役世代に更なる増税の余地があるとは到底思えないんですが、法人税の引下げをするのであれば、その財源として、公共事業の削減や行財政改革に加えて、それこそ異次元の法人税の課税ベースの拡大を検討すべきと考えますが、大臣はいかがお考えでしょうか。

○国務大臣(麻生太郎君) 今のお話ですけれども、御存じのように、国としては、基礎的財政収支の赤字の対GDPというものを少なくとも二〇一五年までに半減します、二〇二〇年にはゼロにしますというのを掲げて歳入歳入の両方の取組を強力に進めているところなんです、これは名目三％程度の平均成長率というものを先ほども想定した上で、経済再生ケースにおきまして二〇二〇年度においては約一・九％の赤という事になっておりますので、黒字化が達成されない姿というのが現状であります。

この辺には当然のこととして法人税減税というのは盛り込まれておりませんので、そういった意味では法人実効税率を引き下げるといふようなことは、これはこの財政再建の目標が更に厳しいものになるということに直結することになると思いますので、必要な財源確保というものを併せて検討する必要があります。これは必要財源を全て行財政改革によって確保するというのは、これは困難を極めるのではないかと今ふうに考えております。

○川田龍平君 是非、この課税ベースの拡大というところで、具体的には欠損金の繰越控除制度の見直しというのが考えられると思いますが、このことについて実は衆議院の予算委員会において、同僚議員の青柳議員の質問に対して、この控除制度をやめることも含めて検討すると大臣は答弁を

されています。

かつては四割台だったこの欠損法人が今や七割を超えている。つまり、この国の七割の企業がこの制度を活用して法人税を払っていないというこの状況下で、確かに法人税率を引き下げても、何か真面目な企業が更に損をするようなイメージさえ持つのですが、大臣はいかがお考えでしょうか。

○国務大臣(麻生太郎君) これは欠損法人でも、今は九年になって、これはたしか民主党のときに九年になったのかな、我々のときは七年だったと記憶しますので、九年になっているんだと思いますが、これは欠損法人も真面目に事業を行っているとは思いますが、利益を出してしっかりと納税しているという企業も真面目に事業を行っているということが言えるわけですから、どちらがどうとは一概には言えないとは思いますが、その上で、今申し上げたように法人課税の改革ということになりますと、これは七年を九年と、そのま前は五年でしたから、そういった意味では、専門的な観点から、課税ベースの拡大というのは、どのような法人課税というのが適切なのかというのはいま一回ちょっと真剣に考えないかぬところなんだと思っております。

欠損金の繰越控除の制度というのは、これは企業活動が期限を定めることなく継続的に行われているのに対して法人税の課税所得は事業年度ごとということになっておりますので、税負担の平準化というものを図るためにはこれは大事な制度だと、私もそう思っております。

いずれにいたしましても、欠損金の繰越制度の在り方というものにつきましては、年度に限らず、いろいろなことを考えないかぬということになるのかなと思っております。

○川田龍平君 今の企業であります日産、ソニー、ソフトバンク、野村ホールディングスといった大企業が一億円以上の役員報酬を経費として認められて、恐らくは株主配当もしている一方

で、法人税は免除されているといった状況にはどうしても納得がいかなところがあります。諸外国でも欠損金の繰越控除はもっと長期に認められて、役員報酬や株主配当との関係も日本だけ特別なものではないのですが、異次元と言う以上は是非大胆な見直しを行っていただきたいと思えます。

次に、課税ベース拡大のもう一つの対象候補とされている租特、租税特別措置について伺います。

租特の中でずば抜けて大きいのが研究開発税制です。先ほども出しましたけれども、租特による税収額一兆円のうちの四千億円、これを政府税調は再来年度から縮減するかどうか検討を開始したようですが、一方で、来年度の税制改正では研究開発税制の更なる拡充が盛り込まれるというぐさがあります。

この研究開発税制、一部の企業のみを利用しているのではないかと批判があるのは大臣も御存じのことかと思いますが、中でも製薬業界が多額の税額控除の適用を受けているのではないのでしょうか。二〇一二年で幾らぐらいでしょうか。

○政府参考人(田中一穂君) お答えいたします。二十三年度の申告データを用いまして研究開発

税制などの税額控除制度、これは研究開発税制だけではないんですが、かなりの部分は研究開発税制だと思えますが、によって御指摘の医薬品の製造業がどのくらい税負担が引き下がっているのかという試算を行ってみますと、これ分母は所得控除を行った後の企業の所得でございまして、約六・九％法人税の負担率の引下げ効果が業界全体の平均としてはあったという計算はできると思えます。

○川田龍平君 これ額はどれぐらいになるでしょうか。

○政府参考人(田中一穂君) 直ちに、今現在、私、額は持っておりません。

○川田龍平君 割合としてしか出されていないと

いうことなんです、是非、額もこれ調べていただきたいんですが、私は大変大きな額だと思えます。

これだけ多額の税制上の支援を製薬業界に与えている狙いは何だと大臣はお考えでしょうか。これ通告してないんですけれども、衆議院でも御答弁されているようですので、よろしくお願ひします。

○国務大臣(麻生太郎君) 医薬品に何でそんなに研究開発費を与えているかと。日本の医薬品の業界というのは、武田薬品ほか十社ぐらい足してもファイザーに勝てないぐらいじゃないですかね。日本の医薬品というのは大きいように言われますけど、海外、世界的に比べれば小さい小企業ものですから、少なくとも最近日本から出されて研究開発されたもので特許を取って世界的になった薬というのはほとんどないと思えますので、そういった意味では、きちんとした形で、いろいろな形で今随分集約されつつあるみたいですが、そういった形で薬というのは、やっぱり健康というものは非常に大きな意味を持ちますので、薬にいろいろな意味での補助、補助という研究開発というのでやっていただいているというのがその背景だと存じます。

○川田龍平君 では、実際にこの研究開発税制の効果として日本の製薬業界の競争力というのは付いたのでしょうか。厚生省、お願いします。

○政府参考人(原徳壽君) お答えいたします。今ほど麻生大臣からお答えが出ましたけれども、医薬品産業は研究開発から実用化までに長期間を要し、またそのための研究開発費用の負担も大きいことから、この研究開発税制にとっても期待をしているところはございます。

その中で、結果として、様々な要因はございますけれども、例えば基礎研究の水準の高さ、あるいは民間部門における活発な研究開発活動、それらも含めて、この研究開発税制もその要素の一つとして薬の開発に寄与していると考えております。

す。結果として、額的には別といたしまして、創薬の実績としては、アメリカ、スイスに次ぐ世界第三位の創薬国としての実績があるというふうに考えております。

○川田龍平君 私は、やっぱりぬるま湯の中では規模拡大が進まない、そんな見方もできるのではないかと思いますので、製薬企業が国際競争力を付けるには、研究開発税制よりも今回創設する事業再編促進税制の活用が魅力的となるように政策誘導を図るべきではないかと考えますが、大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(麻生太郎君) これは、簡単に税制をすれば企業が集約するかといえは、それは経営者はそんな簡単なことありません、あいつとだけはなりたくない、その一言でうまい話も成り立ちませんから。幾らでもあります、そういう話。したがって、いまして、税制がいいから合併するかって、そんな簡単なものじゃないと思えます。

○川田龍平君 では、他方、この研究開発税制については、全国商工会連合会から出ている要望のように、中小企業特例より更に条件を緩和した小規模企業特例を設けるべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(麻生太郎君) これは中小企業に対してということですが、これまででも大企業の税額控除割合よりも高いんじゃないかと、小規模企業の方が。したがって、一二％という特例を講じているところだと思えますので、大企業の方は九％ぐらいですか、だと思えますので、研究開発税制全体の適用件数で見ますと、全体の約七割が中小企業、うち資本金一千万円以下の法人が二割ということになっておりますので、これは小規模事業者も多数適用を受けておられるということですから、意味しておりますので、これは小規模な事業者も既に多数適用を受けておられるという実態を踏まえつつ、今のお話は検討させていただきます。

○川田龍平君 特に、中小企業よりもより小規模の企業、特に今回、大臣御承知のとおり、三月七日に小規模企業振興基本法案というのがこれは閣議決定されていますが、この機会にやっぱり税制面でもより小規模企業向けの施策を財務省として検討していただけないかと思つて質問をさせていただきます。

さて、最後になりますが、これまで議論させていただいたように、財務省も手厚く研究開発や税制支援の手を差し伸べている製薬業界ですが、このところ、製薬業界と医師が癒着した臨床研究の深刻な不正事件が次々に明るみに出ています。この資料三とそれから四を御覧いただきたいんですが、今STAP細胞の研究においても不正疑惑が騒がれておりますが、これはSTAP細胞は動物実験なのでこの表には掲載しておりません。いずれにせよ、日本の医学、生命科学に対する世界の信頼が大きく揺らぐ深刻な事態となっております。私は、この問題を厚生労働委員会で何度も取り上げて臨床研究の法制化の必要性を訴えてきましたが、この財政金融委員会でも取り上げるといふことを是非これからはしてきたいと思ひます。

質問時間が参つてしまいましたので、最後に、臨床研究における倫理指針というのが今ありますが、是非これを……

○委員長(塚田一郎君) 時間が来ています。おまとめください。

○川田龍平君 法制化していく方向で、または是非この委員会でも実は質問をさせていただきたいと思ひます。

質問時間終わりましたので、終わります。ありがとうございました。

○平野達男君 ラストバッターです。あと三十分間ほどお付き合ひを願ひたいと思ひます。平野達男でございます。

今日は、かなりテクニカルな話をちよつとさせていただきますというふうに思ひます。

今回、消費税、5%から8%に上がるというこ

とで、地方消費税も1%から1・7%に上がります。それから、いずれ1・0%まで上がるんだらうと思ひますけれども、地方消費税は2・2%ということ、1%が二・八兆円ぐらいだというふうに言われておりますから、一・2%上げますと三兆ぐらいの地方消費税が増えるということなんでしょう。

こゝでちよつと私が注意しなくちゃならないと思ひますのは、いわゆる不交付団体に特にこの地方消費税の場合も税源が集中してくるという傾向がどうしても出てくるということでありまして、三位一体改革のときも、このときは随分いろいろ議論させていただきましたけれども、まず、愛知財務副大臣に基本的な認識として、地方交付税は、法定五税でしたかね、法定五税を要するに地方に渡すということ、どちらかというと垂直的調整というふうに言われておりますけれども、三位一体改革のときに、後でちよつとお話ししますけれども、水平的調整ということを入れたわけですね。今回、8%、1・0%ということでは上げていくんですけれども、この水平的調整ということの意義についてちよつと認識をただしておきたいと、お聞きしたいと思ひます。

○副大臣(愛知治郎君) お答えを申し上げます。先生の御指摘には、地方税収が人口や経済の集中した大都市に過度に偏りがちであるため、その是正を図る取組が必要との問題意識に基づくものだと考えております。

おっしゃるとおり、例えば人口一人当たりの地方税収の指数でありますけれども、地方税計では東京と沖縄では二・五倍の開きがあります。地方法人二税については、東京と例えば奈良県でありますけれども、四・二倍開きがございます。これらの地方税の偏在は正に正に正に、平成二十一年度税制改正法附則第百四条や税制抜本改革法第七条にも規定されておまして、その重要性は十分認識しているところであります。

○平野達男君 そこで、ちよつとおさらいをしな

くちやならないんですが、お手元に二枚紙を用意させていただきます。

これは、一枚目が三位一体の改革のときのペーパーなんでありまして、このとき、二〇〇四年から二〇〇六年度というところで三年間にかけてやるんですが、まず国庫補助金改革で四・七兆円。このうち、七千億円ぐらいは一種の交付金化みたいな形で使い勝手よくするということがあったんですが、四兆円のまず実質カットだったと思ひます。

それから、ちよつと飛ばしますけれども、地方交付税総額それから臨時財政対策債の削減ということ、五・一兆もやっています、このときは多分、特例加算等々の削減が主だったと思ひます。そのほかに、実は所得税から住民税の方に、先ほど田中局長から紹介しましたけれども、1・0%にフラット化したことによつて、その分だけ地方交付税の額がまず減っているはずですから、これがこの中に入っていたかどうかは記憶がちよつと定かじゃありませんけれども、いずれ五・一兆削減をしているということですね。

問題は、この五・一兆の削減は当然のことながら交付団体に集中するというところであります。それから補助金についても、どちらかというと東京都のように豊かなところは余り補助金に頼っていませんから、三位一体改革の三本の柱のうちの自治体に色濃く出てくるということでありまして、これじゃ駄目だったということ、これはおかしいじゃないかと、おかしいなというか、これじゃ幾ら何でもひどいねということで税源移譲を三兆円やるわけです。

ところが、この税源移譲も、先ほど言いましたように所得税から住民税にやるんですが、ここに、左側の表に書いてありますけれども、三兆のうち、ちよつと市町村の内訳がこれ間に合わない、道府県レベルでいきますと、不交付団体に四千五百億行くんですね。それで、交付団体には一兆六

千八百億円しか行かなかつたわけです。

だから、三位一体改革で、当時はいいもんだ、いいもんだというふうに一時は自治体が言っていて、いや、そんなことないよと、これ圧倒的に財政力の弱い自治体にとっては不利ですよと言ふんですけれども、なかなか分かつてもらえなかつた。分かつてもらえなかつたんですが、結果、蓋を開けてみたら何だこれはという話になつちやつて、特に市町村は大変だつたですね。

だけど、その一方で、がらがらの財政規律派の私にとつては、よくこれだけの削減やつたなというふうにも言えます。今、こんな補助金の削減をやるといつたら、なかなかこれは大変ですね。これは四兆プラス特例加算までやつて歳出をこまめでやつたのは、当時、三十兆なんか、かんぬき掛けるという、国債の発行にもう三十兆まで、上まで、三十兆超えなんだぞみたいな、そういうことで方針も固めていたということもありましたけれども、そういう面も、両方の見方ができるんですが。

何を言いたいのかといいますと、このときに不交付団体に相当のお金が結構税源移譲として行くことになつて、他方、交付団体は予算は削られる、税源移譲も大しては来ないという中で税源の要するに不均衡が生じたわけですね。

そこで、当時、総務大臣は麻生さんでございまして。それで、予算委員会等々で私もいろいろこの問題を問題として取り上げましたけれども、当時、二〇〇八年度ですね、平成二十年度ですかね、二〇〇八年度に地方法人特別税・譲与税というのを創設して、これもちよつと格差解消に動くんですけれども、政務官がおられますので、その考え方をちよつと簡単に御説明いただけるでしようか。

○大臣政務官(伊藤忠彦君) お答えを申し上げます。

平成二十年度の税制改正においては、当時、景気回復を反映をいたしまして地方法人二税が大きい

く伸びておりましたときでございましたので、特に都道府県間の税収の差が拡大をいたしましたして、財政力格差の拡大が顕著になったところへの対応を早急に行う必要があったという時代の背景の中で、総務省といたしましては、地方消費税の充実に基本とした税源交換を行うべきと主張をいたしておりましたけれども、消費税を含む税体系の抜本的な改革が見送られましたことから、税体系の抜本的な改革が行われるまでの間の暫定措置といたしまして、消費税一％に相当する約二・六兆円を法人事業税から分離をいたしまして、地方法人特別税を、先ほど先生のお示しになったものを創設をいたしまして、その収入額を人口と従業員数を基準といたしまして都道府県に地方法人特別譲与税として譲与することにより、消費税との税源交換を行った場合と近似した効果を持つ偏在是正措置を講ずることといたした次第でございます。

以上です。

○平野達男君 要するに、地方法人特別税というのをまず一旦引き揚げて、それで再配分をして、これは、この場合、地方法人特別税の場合は都道府県だけです、不交付団体に戻すお金を少し減らして、その分、交付団体にその分お渡しする、という、そういう考え方だったんですね。当初二・六兆でした。そのときに、試算では、不交付団体から交付団体には四千億ということを想定していただんです。ところが、実際には今一・八兆しかないんですね。当時言ったのは、一％やると言ったんです、消費税相当。だから、私は、消費税一％だったならば、本当はこれ二・六兆という額を維持しなくちゃならないんですけれども、途中でその辺はちょっとぼけちゃって、税収が下がったからその分だけ下がるということで、今一・八兆しかなくて、今この下に書いてございますけれども、四千億ぐらい再配分する予定が、今不交付団体から二千億ぐらいしか出ていないという意味で、調整機能が薄まってしまっていますね、ここ

は。この問題が一つ。

それからもう一つは、今回の、二枚目のペーパーで、今回、地方消費税が一％から一・七％に増えますから、これでまた不交付団体に更にお金が増える、行く形になりますので、総務省と財務省が一生懸命やって検討したと思うんですが、その上の表の中に、一から一・七％に上がったことによつて実質増収は都道府県が七千億、市町村が六千四百億。で、括弧内が不交付団体です。不交付団体にこれだけ都道府県で行くということなんで、これを法人住民税法人税割の国税化ということとで、今度はこれもまた全体からお金を取って、今度は地方交付税に行きますから、不交付団体には一切行かないようにするという、まあこれよく考えたと思います。考えたと思いますが、問題は、これで下に書いてあるように、不交付団体、都道府県なんかは逆にマイナスぐらいになっちゃうんですね。これはこれで私は評価したいと思うんですが、問題は、三位一体改革のときのその影響額というのはずっと続いているはずなんです。下で、地方法人特別税・譲与税というのを今回、三分の一戻しますね。戻すことによって、実は不交付団体にまた七千億追加で行くんです。私が言いたいのは、この考え方に立つんだしたら、これは財務省にも総務省にも考え方を整理してもらいたいんですけれども、三位一体の改革の要するに影響額というのはずっと続くはずなんです。それを是正するという考え方は保持するはずなんです。ところが、今回はその考え方がどこも整理されていないんですね、このペーパーの中で

ただ、地方消費税が一％から一・七％に増えるから、その中で交付団体の行く分は是正するよというの、そこは分かるんですが、三位一体改革の中で影響が出た不交付団体のその増えた部分についての調整というのばけてしまっているという、言っていること分かるでしょうか。

これは、総務省と財務省の、特に財務省の地財

係がちゃんとしつかりしないとはけてしまう考え方になってしまつて、三位一体のとき考えたのは、三兆税源やつて、これはかなりの財政格差が出たということで、税源の偏在ができたということだから、これは継承するというのがはつきり分かるような形にしていただかないと、なかなかこれ説明が、いろんな自治体に対する説明が難しくなるのではないかと思いますが、まず、これを愛知副大臣と伊藤政務官にちよつとそれぞれお聞きしたいと思ひます。

○副大臣(愛知治郎君) 御指摘のところ、もつともだというところが多々あるんですが、まず経緯について改めてお答え申し上げたいと思ひますけれども、今般の税制改正においては、先ほど申し上げた税制基本改革法第七条の規定に基づき、地方消費税の税率引上げに併せまして、法人住民税法人税割の一部を分離して地方法人税を創設して、その税収全額を交付税原資化とすることになりました。

御指摘のところなんですけれども、先ほど、その抜本改革法にもありましたとおり、地方法人特別税については、これは暫定措置でありますので三分の一縮減するところとあります。

今後なんですけれども、与党の税制改正大綱におきましては、消費税率一〇％段階において、この法人住民税法人税割の地方交付税原資化を更に進めていくということになっております。また、地方法人特別税・譲与税は廃止するとともに、現行制度の意義や効果を踏まえて他の偏在是正措置を講ずるなど、関係する制度について幅広くしっかりと、また、これは総務省と相談しながら取り組んでまいりたいと考えております。

○大臣政務官(伊藤忠彦君) 今、平野委員から御指摘をいただきましたところのまず大事なところというのは、平成二十年に入れたときに、その後すぐにリーマン・ショックが起こつて景気が後退をいたしました、非常に厳しい背景がございました。それがそんなにすぐに立派に景気が上がれば

よかったんですけれども、それはなかなかみんな苦労いたしました。こういう苦労の背景の中にあったんですけれども、しかし、そうは申せ、例の暫定で入れました制度でございましたので、ずっとずっと全国知事会ですとか様々な自治体、特に東京都の皆さんからも、何とかこの暫定はきちつと直してもらいたい。しかし一方で、直してもらいたいという東京都の皆様方も含めてですが、じゃ、その偏在是正をしない方がいいかと、そんなことはないということとはみんな意識しております。

その中で、今、愛知副大臣が申されたとおり、私どもも税制の抜本改革法の規定の趣旨に沿ひまして、この八％の引上げの段階では廃止ではなくて縮小するというところで、地方税の総額を確保する観点も重要でございますので、地方法人特別税の規模を三分の二に縮小するというところで今進めているところでございます。

○平野達男君 それはそのとおりなんです。

それで、私が言いたいのは、二枚目のペーパーを見ていただきたいんですけれども、これは総務省が作ったペーパーのところに、私が下の方に七千億マイナス、プラスというふうにつけたんですが、順番からいったら、地方法人特別税・譲与税の規模、これは見直すということではないんです、これを縮減したらこの分を何に替えますかと、先にそれを整理しなくちゃ駄目ですよ。それを整理抜きにして、上の方で要するに一から一・七％に上げて増えたことによつて、これで減らしますよって操作しているから、考え方がちやちやになっていないんですね。

これは、総務省が特に、今までの三位一体の改革のとき、あれだけいろんなところで議論して、この地方法人特別税・譲与税の考え方というのをこれ引つ張つてきたわけだから、あのときに出た影響額は、今税収が落ちたからしょうがないですよ。だけど、その機能を落とすのであれば、

まず最初に、この部分の三位一体の改革の部分は今回の税制改正でどこで担保します、補填しますよと説明をしくちやならないんです。

だから、あえて言えば、私が言いますと、今回、法人住民税法人税割の国税化で二千七百七十二億円、都道府県一千二百二十九億円、これマイナスになりますから、ここの中に入っていますよという説明があるならまだ分らないわけでもないです。でも、そういう説明をするでもない。考え方が、だからこれ、本当にこれ事務方はしっかりとやらなければならない、そういうところを丁寧に丁寧に丁寧に説明していただかないと、今回の全体のところも、何か要するに数字のつじつまだけ合わせてみるという、そういう結果にちよつとなりやしないかということなんです。

今回は、今更これ説明変えろといったって説明変えることできないでしょう。だけど、これ事務方だらないよ、本当に、特に総務省は。総務省の方は、三位一体改革のときにこの地方法人特別税・譲与税というのはそういう考え方でやったはずだから。このやつは、実績としてつくったんだから引きずらなくちゃ。引きずって、ちゃんと要するにこれを示すようにしてもらいたいと思ひますし、今回、次に一〇〇、安倍総理は決断すると思ひますから、勝手にいろんなことを言つてごめんない、成立すると思ひますから、そのときには、このもう一回偏在の問題を何か整理直してきちつとやつてもらいたいと思ひますね。そして、全体の偏在のことについて、今回、三位一体改革の流れからこういつていて、地方にこういうふうになりましたという説明をきちつとやるようにやつてもらいたいと思ひますけれども、よろしくお願ひします。

○大臣政務官(伊藤忠彦) ただいま御指摘をいただきましたことは極めて重要なことでございしますが、もちろん先生おっしゃったとおり、偏在は正をどう直すかというこの仕組みのことにつきま

しては、現行制度の意義ですとか効果を踏まえて、他の偏在は是正措置を講ずるということもちゃんと明記をやるんだということでございますので、きちつと御説明ができる、そして地方に穴を空けない、皆さんがきちつと住まいをできるという税制に持つてまいります。そのことをまず申し上げておきたいというふうに思ひます。

○平野達男君 愛知副大臣の御決意もお伺ひしたいと思ひます。

○副大臣(愛知治郎君) 繰り返しになりますけれども、今御答弁申し上げたとおりだと思ひます。

一〇〇段階において法人住民税法人税割の地方交付税の原資化を更に進めて、どれだけ是正に資する制度にできるかというのが一点。あと、地方法人特別税・譲与税は廃止する方向にそのときは決まるとは思ひますけれども、やはりそれだけでは十分是正ができないだろうということ、先ほど御答弁していただいたとおり、他の偏在は是正措置をしつかりと、これは総務省と連携をして検討してまいりたいと考えております。

○平野達男君 いずれ、地方法人特別税というのは、これは暫定措置でありましたから、最終的にはこれは何かの見合ひで変えるということなんですけれども、繰り返しますけれども、順序は先にこつちですね。この説明をするということ、そのことだけちよつと申し上げて、今日はその一点だけ申し上げたかったので、質問を終わります。

以上です。

○委員長(塚田一郎君) 他に御発言もないようです。両案に対する質疑は終局したものと認めます。

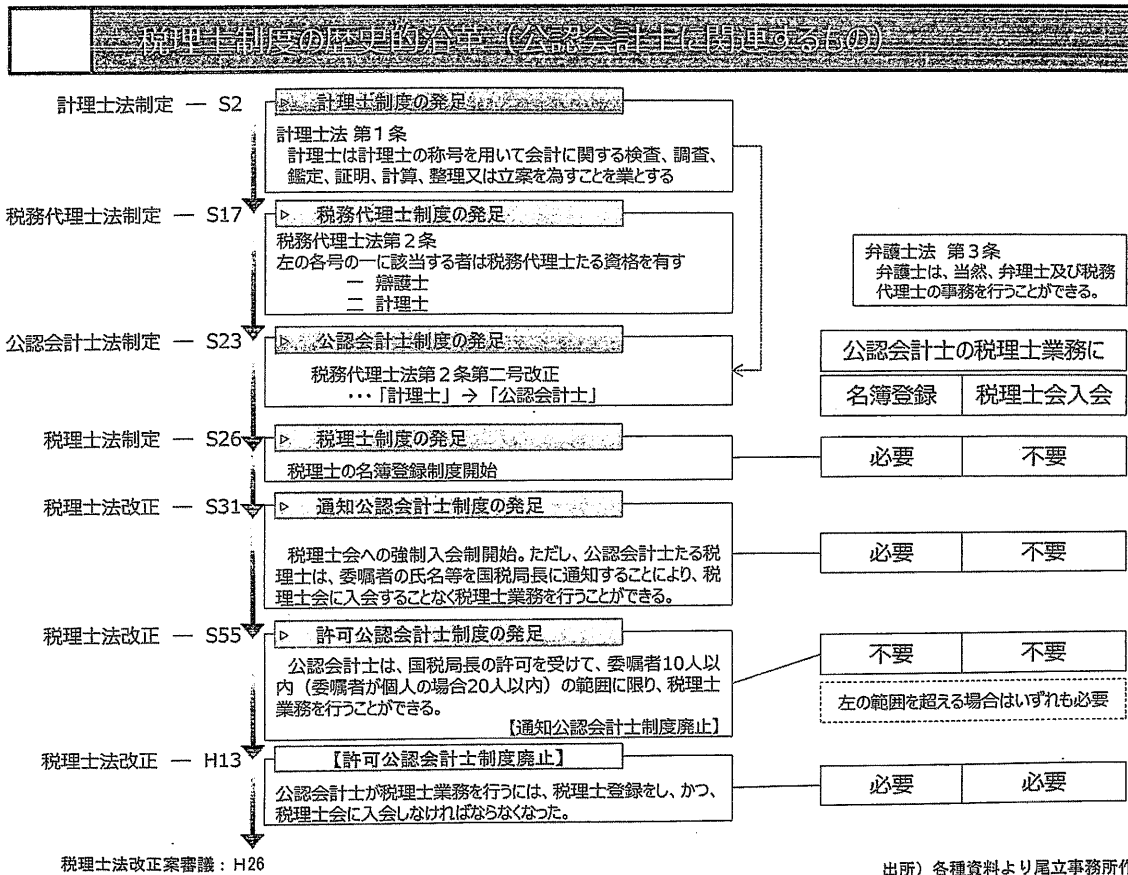
本日はこれにて散会いたします。

午後四時二十九分散会

〔参照〕

(尾立源幸委員資料)

平成26年3月18日 参議院・財政金融委員会
民主党・新緑風会 尾立源幸

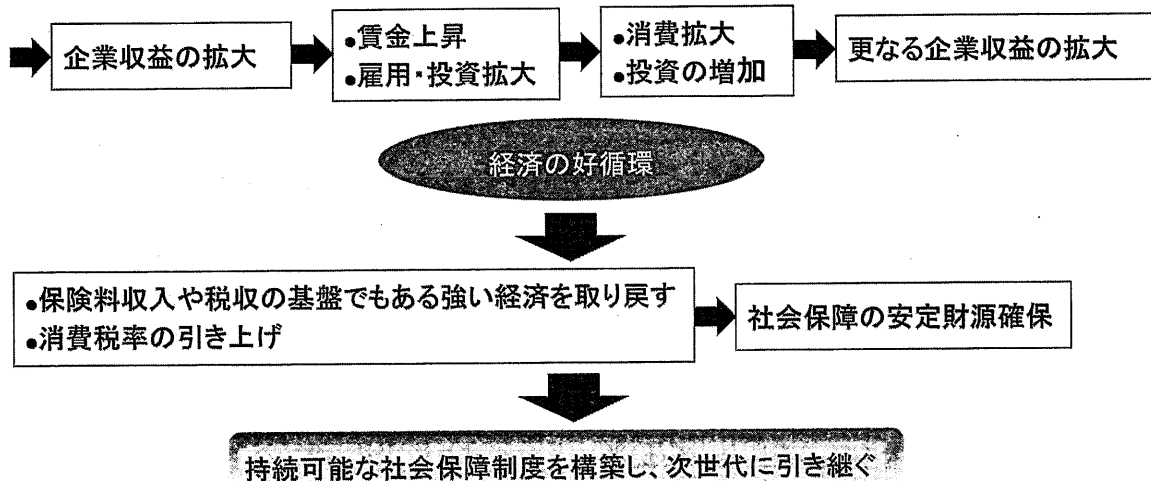


(三宅伸吾委員資料)

資料③

麻生財務大臣兼金融担当大臣の発言より (平成 26 年 3 月 11 日参議院財政金融委員会)

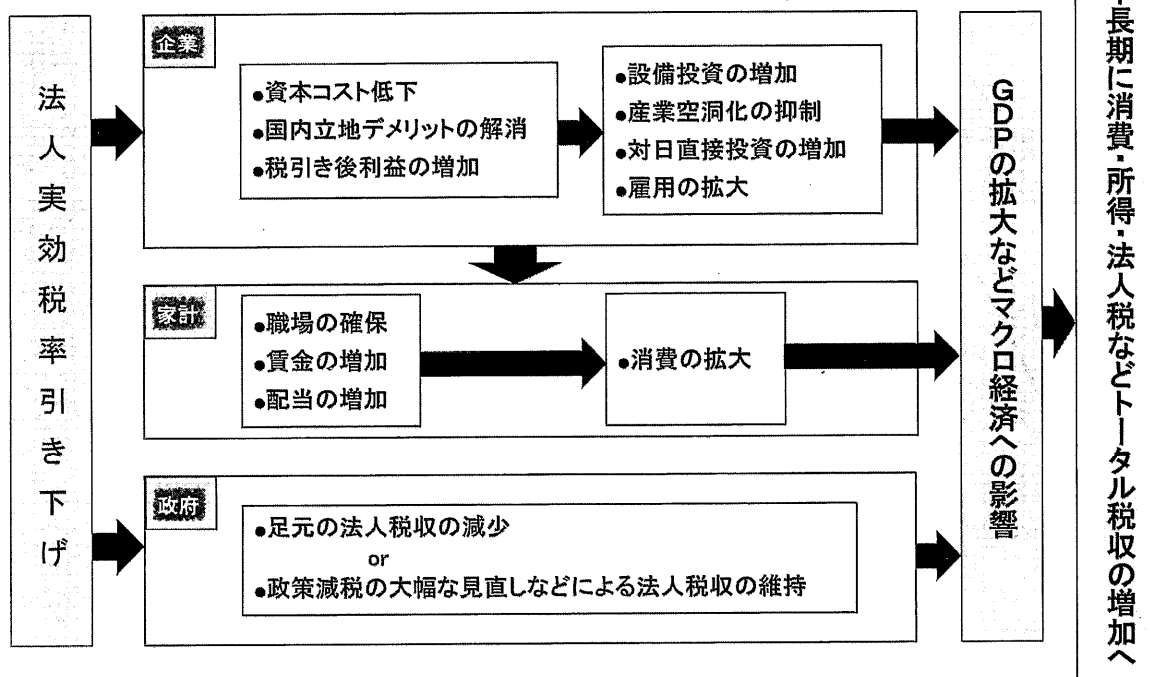
○政府、経営者、労働者が、「経済の好循環実現に向けた政労使会議」における取りまとめに基づいて、それぞれの役割を果たしつつ、互いに連携して取組を進める



H26.3.11 参議院財政金融委員会議事録より事務所作成資料
H26.3.18 参議院財政金融委員会 三宅伸吾 (自由民主党)

資料④

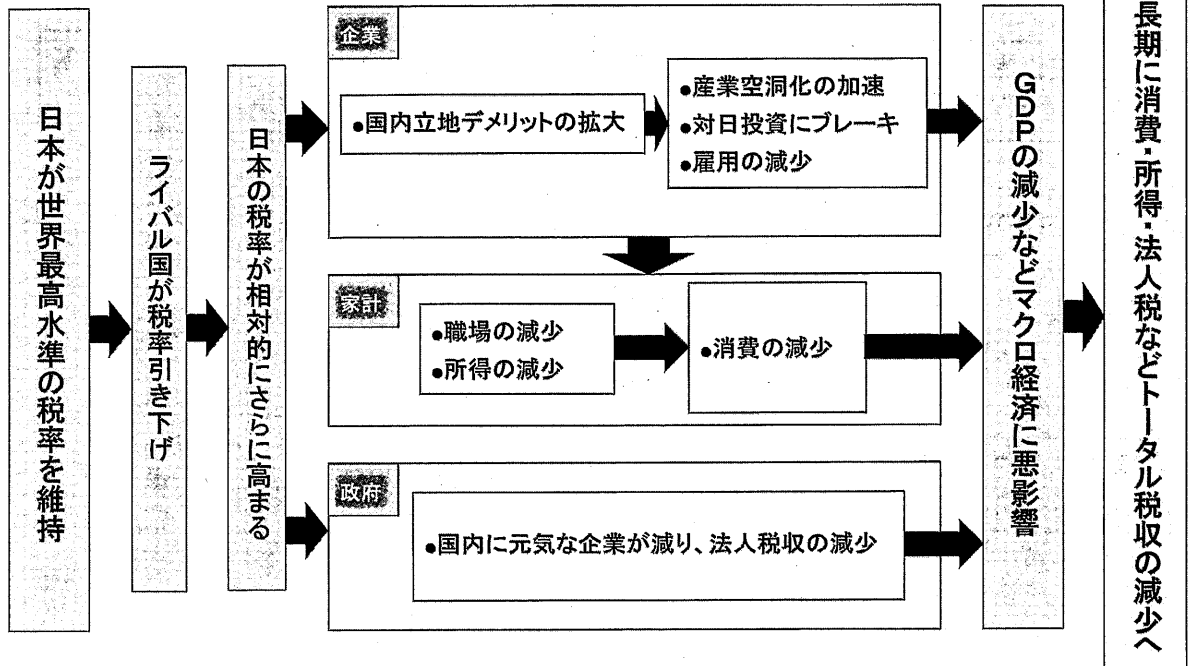
法人実効税率引き下げによる効果



事務所作成資料
H26.3.18 参議院財政金融委員会 三宅伸吾 (自由民主党)

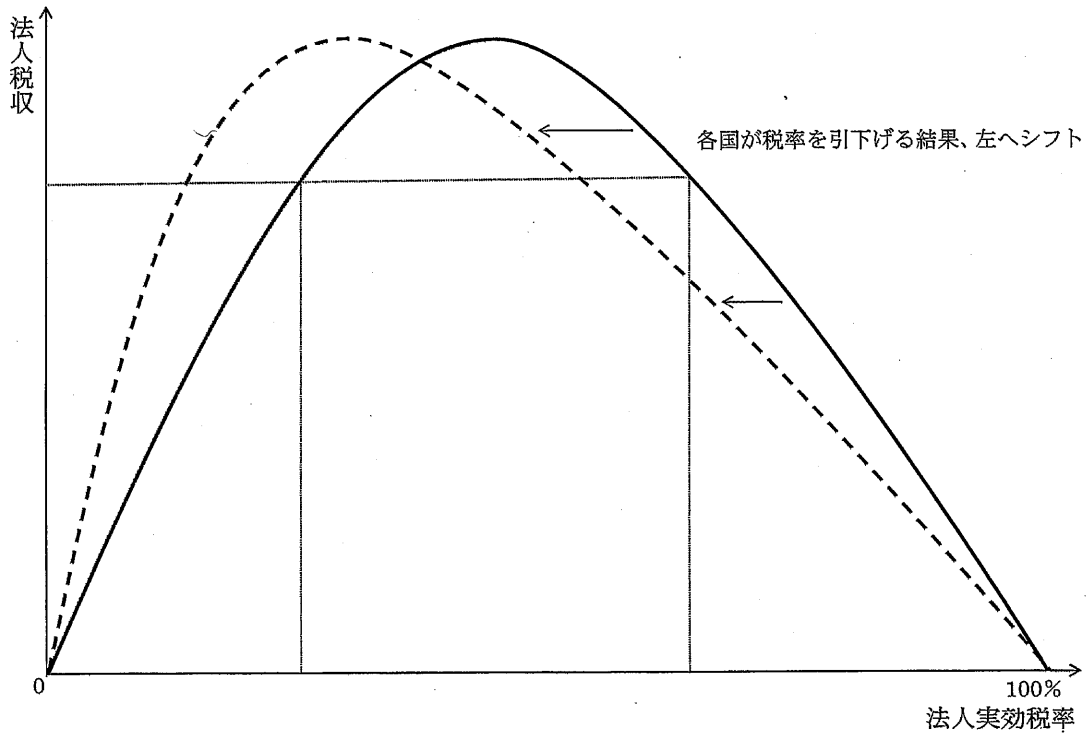
資料⑤

法人実効税率を引き下げないと……



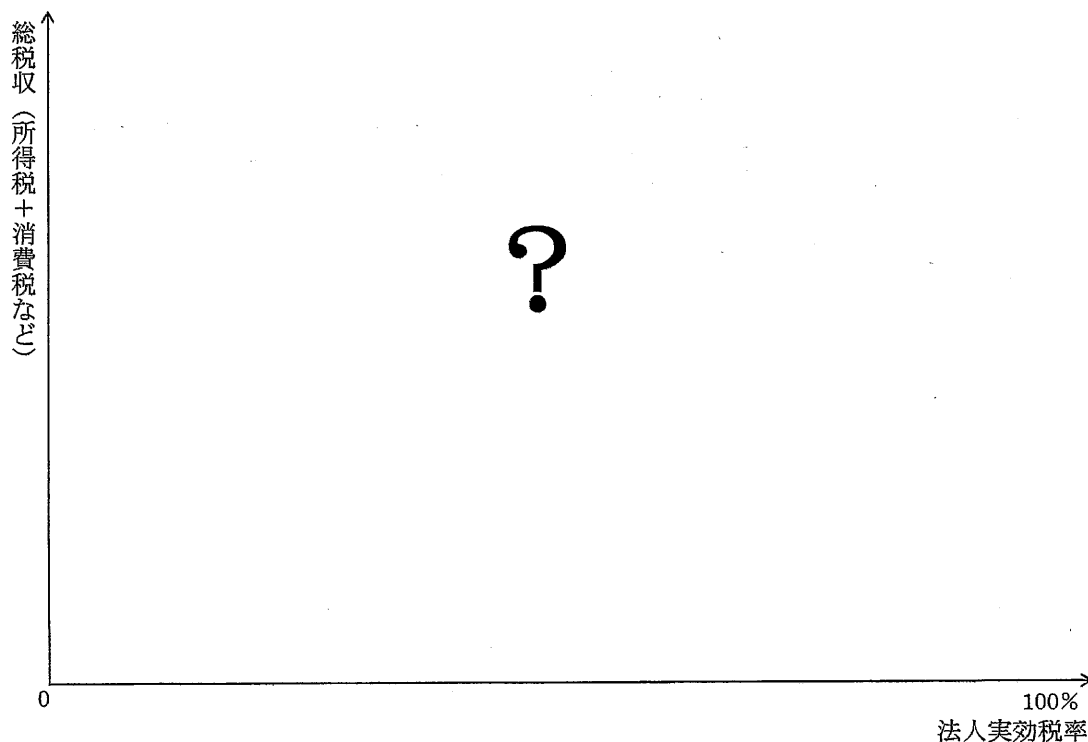
事務所作成資料
H26.3.18 参議院財政金融委員会 三宅伸吾（自由民主党）

資料⑥



事務所作成資料
H26.3.18 参議院財政金融委員会 三宅伸吾（自由民主党）

資料⑦



事務所作成資料
H26.3.18 参議院財政金融委員会 三宅伸吾（自由民主党）

資料⑧

【巨額財政赤字のもとでの法人税制改革】

《狙い》財政再建に役立つ

《視座》中長期にトータルの税収を最大化するような法人税制に

事務所作成資料
H26.3.18 参議院財政金融委員会 三宅伸吾（自由民主党）

石田昌宏事務所作成

	平成元年 0%⇒3%	平成9年 3%⇒5%	平成26年 5%⇒8%
引上げポイント	3	2	3
消費 税 対 応 引 上 げ 分			
計	0.84	0.77	1.36
本体	0.12	0.32	0.63
材料	—	0.05	0.09
薬価	0.72	0.40	0.64

* 満年度ベース

平成26年3月18日 参議院財政金融委員会
自由民主党 石田昌宏

消費税対応分の計算方法

○平成元年4月診療報酬改定時(消費税導入時)の計算方法

- ① 薬価基準分 $3.0\% \times 0.9$ (注) $\times 0.9$ (在庫1ヶ月分調整率) = 2.4% (医療費ベース0.65%)
- ② 診療報酬本体分
 $\{ 100\% - 51.6\% \text{(人件費の割合)} - 20.4\% \text{(薬剤費の割合)} - 3.7\% \text{(価格低下品目の割合)} - 10.3\% \text{(非課税品目の割合)} - 4.0\% \text{(主要でない項目の割合)} \} \times 1.2/100$ (消費者物価への影響) $\times 10/11$ (在庫1ヶ月分調整率) = 0.11%
- 全体改定率 ①+②=0.76%
 (* 満年度ベース 0.84%)

(注)消費税導入時の薬価算定方式は、薬の流通価格の加重平均値よりも、最低でも10%程度上乗せされた価格が薬価として設定されていたため、過剰転嫁とならないよう、「0.9」を乗じている。

○平成9年4月診療報酬改定時(消費税5%への引上げ時)の計算方法

- ① 薬価基準分 $20.9\% \text{(薬剤費の割合)} \times 2/103 = 0.40\%$
- ② 特定保険医療材料分 $2.4\% \text{(特定保険医療材料の割合)} \times 2/103 = 0.05\%$
- ③ 診療報酬本体分 $\{ 100\% - 46.8\% \text{(人件費の割合)} - 20.9\% \text{(薬剤費の割合)} - 2.4\% \text{(特定保険医療材料の割合)} - 8.4\% \text{(非課税品目の割合)} \} \times 1.5/100$ (消費者物価への影響) = 0.32%
- 全体改定率 ①+②+③=0.77%

○平成26年4月診療報酬改定時(消費税8%への引上げ時)の計算方法

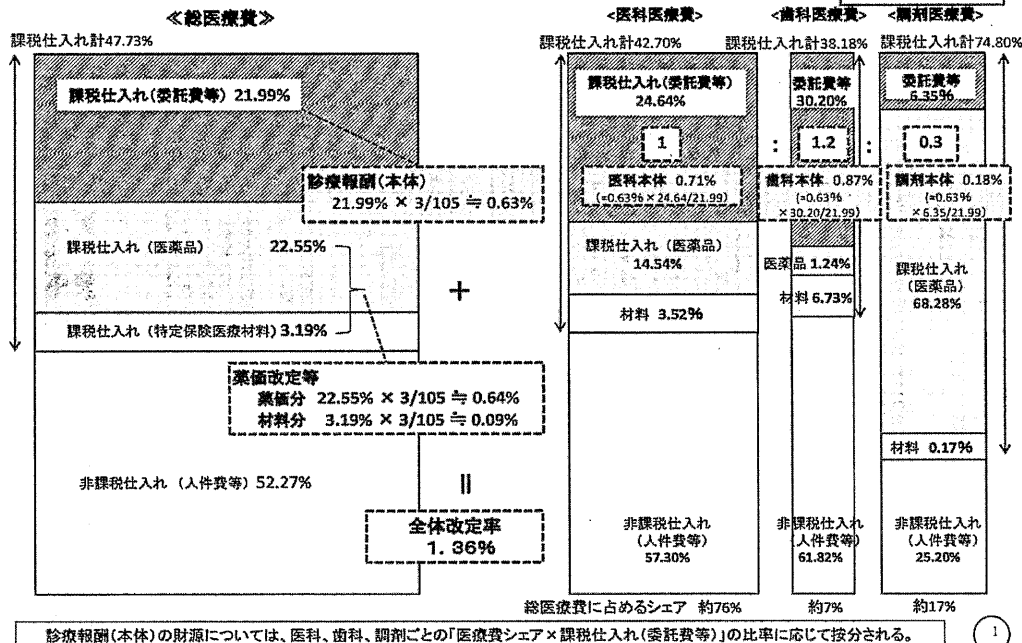
- ① 薬価基準分 $22.55\% \text{(薬剤費の割合)} \times 3/105 = 0.64\%$
- ② 特定保険医療材料分 $3.19\% \text{(特定保険医療材料の割合)} \times 3/105 = 0.09\%$
- ③ 診療報酬本体分 $\{ 17.39\% \text{(その他課税費用の割合)} + 4.59\% \text{(減価償却費の割合)} \} \times 3/105 = 0.63\%$
- 全体改定率 ①+②+③=1.36%

厚生労働省資料 石田昌宏事務所一部改定

平成26年3月18日 参議院財政金融委員会
自由民主党 石田昌宏

診療報酬改定率(消費税率引上げに伴う改定分)について

診療組 税-1-2
2 6 . 1 . 8



* 厚生労働省中央社会保険医療協議会資料

平成26年3月18日 参議院財政金融委員会
自由民主党 石田昌宏

平成元年及び平成9年の計算方法

参考4

○平成元年4月診療報酬改定時(消費税率導入時)の計算方法

- ① 薬価基準分 $3.0\% \times 0.9$ (注) $\times 0.9$ (在庫1ヶ月分調整率) = 2.4% (医療費ベース0.65%)
※ 満年度ベース2.7% (医療費ベース0.72%)

② 診療報酬本体分

$$\begin{aligned} & \left[100 - 51.6\% (\text{人件費}) - 20.4\% (\text{薬剤費}) - 3.7\% (\text{価格低下品目}) - 10.3\% (\text{非課税品目}) \right. \\ & \quad \left. - 4.0\% (\text{主要でない項目}) \right] \times 1.2/100 (\text{消費者物価への影響}) \times 10/11 (\text{在庫1ヶ月分調整率}) \\ & = 0.11\% (\text{満年度ベース0.12\%}) \end{aligned}$$

全体改定率 ①+②=0.76% (満年度ベース0.84%)

(注) 消費税率導入時の薬価算定方式は、薬の流通価格の加重平均値よりも、最低でも10%程度上乘せられた価格が薬価として設定されていたため、過剰転嫁とならないよう、「0.9」を乗じている。

○平成9年4月診療報酬改定時(消費税率引上げ時)の計算方法

- ① 薬価基準分 $20.9\% (\text{薬剤費の割合}) \times (105/103 - 1) = 0.40\%$
- ② 特定保険医療材料 $2.4\% (\text{特定保険医療材料の割合}) \times (105/103 - 1) = 0.05\%$
- ③ 診療報酬本体分
- $$\begin{aligned} & \left[100 - 46.8\% (\text{人件費}) - 20.9\% (\text{薬剤費}) - 2.4\% (\text{特定保険医療材料}) \right. \\ & \quad \left. - 8.4\% (\text{非課税品目}) \right] \times 1.5/100 (\text{消費者物価への影響}) = 0.32\% \end{aligned}$$
- 全体改定率 ①+②+③=0.77%

* 厚生労働省中央社会保険医療協議会資料

平成26年3月18日 参議院財政金融委員会
自由民主党 石田昌宏

(川田龍平委員資料)

【配付資料1】

2014年3月18日参議院財政金融委員会 結いの党川田龍平

航空券運送税とは何か

●概要

航空券運送税(Solidarity Levy on Air Tickets)は、狭義な国際運送税機構の中で成功裡に実施されている税制です。フランスが2008年7月から先頭を切って導入し、現在11カ国で導入されています。同税は以下の利便を有するため、国際運送税としても導入が容易な税制です。

① 税制のためのコストがあまりすー航空券購入時に空港税に上乗せする方法で行う航空会社には費用発生せずー税を払うのは国際線を利用する乗客である(出国時のみ適用され、トランジット客には適用されない)

② 税制設計は各国で決めることができるーとくに国際条約等が存在しないため、導入国が税制を含めて設計できる。

③ 税制設計は各国で決めることができるーとくに国際条約等が存在しないため、導入国が税制を含めて設計できる。

■航空券運送税導入国

フランス、韓国、チリ、カメルーン、ニジェール、モリタニア、マリ、タガスカ、コンゴ共和国など(その他、ナイジェリア、モロッコ、スリランカ等が検討中)

●導入国での実施例(総額・率など)と収入を見てみると

■フランスの実施例	国内・EU線	エコノミークラス 1 ユーロ ビジネス・ファーストクラス 10 ユーロ
	国際線	エコノミークラス 4 ユーロ ビジネス・ファーストクラス 40 ユーロ

■韓国の実施例	国際線	フランス別に関係なく一律1,000ウォン
(注・他の導入国では一部税目で行っている国もあるが、ほぼ定額税である)		

収入については、フランスで年間約17億ユーロ、韓国では年間150億ウォンです。

●日本人は年間約10億円国際運送税をすでに支払っています

同税を導入している国に日本人が観光旅行等をした場合、その出国便の航空券に課税されているからです。そのほとんどはフランスならびに韓国で納税しています。合計で年間約10億円に上ります。

	訪問客数*	税 額	日本人の国際運送税納入額(予想)
韓 国	352 万人(2012 年)	一律 1000 ウォン	35.2 億ウォン(2 億 9300 億円)
フランス	62 万人(2011 年)	エコノミー4 ユーロ ビジネス以上 40 ユーロ	583 万ユーロ(7 億 4000 万円)**

*この数字は観光客としてのみで、ビジネス客は含まれていない。

**エコノミー旅客を割合を65%、ビジネス席以上乗客割合を15%として計算
もし日本が航空券運送税を導入していたら、訪日外国人が2013年には1086.4万人ですので、これにフランス並みの定額税をかける(エコノミー500円、ビジネス以上5000円)、121.8億円となります。なお、同年の出国日本人は1747.3万人で、日本の方からは205億円の税収となり、海外・国内合せて約327億円の税収となります。

●世界の主要国の空港税・料金を比較すると

国 名(出発する空港名)	座席・クラス	空港税・料金の総額(主な税金)
日 本 (成田・羽田空港)	エコノミー・ビジネス以上とも	2,540 円 (2人)
フランス (CDG 空港)	エコノミー	6,900 円 (航空券運送税)
ドイツ (FRA 空港)	エコノミー・ビジネス以上とも	10,600 円 (航空輸送税)
フランス (CDG 空港)	ビジネス以上	11,600 円 (航空券運送税)
イギリス (LHR 空港)	エコノミー	19,600 円 (航空券運送税)
イギリス (LHR 空港)	ビジネス以上	32,700 円 (航空券運送税)

*13年10月5日現在の為替レートを用いて換算
このフランス、ドイツ、イギリスの主要空港から出発した場合の空港税・料金の総額は、日本に来る場合の料金である(距離・地域によって金額が違ってくる)。
出典：国際運送税フォーラム (FISL) 事務局

【配付資料2】

2014年3月18日参議院財政金融委員会 結いの党川田龍平

金融取引税とは何か

●概要

金融取引税 (FTT: Financial Transaction Tax) とは、通貨、株式、債券、デリバティブ、一次産品など、あらゆる金融資産の取引への課税を指します。この税により、株主、為替レート、一次産品価格の乱高下という不安定さが弱められるのみならず、実施国政府に多大な税収をもたらします。

2011年9月に、欧州委員会はEU加盟各国に対し、欧州金融取引税を2014年1月に導入するEU指令案を提示しました。これは、EU域内居住者である金融機関(またはそれに準ずるファンドや個人)の取引に対し、株式と債券取引に0.1%、デリバティブ取引に0.01%を課すものです。

この税制の目的、特徴について、ブルジョア・セクタ税制担当欧州委員(閣僚級)は次のように発言しています。①FTTは金融セクターの国家財政への妥当な貢献をもたらす。②FTTは安定した金融市場をもち、高リスクな投機を抑制する。③FTTは一般市民に負担を求め、ことごとく大額な税収増をもたらす。④この税収は景気対策のみならず、開発や気候変動等の地球環境課題の対応資金とすることができ(2012年5月欧州議会での演説のまとめ)。

しかし、この提案に英国等が反対し、EU27国によるいっせいの導入が困難になりました。それでドイツ、フランスなどの導入賛成グループは、2013年1月22日、「強化された協力」という手続を経て11カ国による先行導入を決めました(同年2月14日欧州委員会が11カ国導入に向け正式提案)。以後、英国によるEU法に反するとして欧州司法裁判所への提訴などで軒並み曲折があったものの、2014年中へのFTT導入をめざして11カ国で調整中となっています。

■金融取引税導入予定11カ国

ベルギー、ドイツ、エストニア、ギリシャ、スペイン、フランス、イタリア、オーストリア、ポルトガル、スロベニア、スロバキア

●導入予定のFTTの実施内容

導入予定の実施内容について、ロイター通信は以下のように報道しています(『情報BOX』EUIIカ国で導入する金融取引税のポイント』2013年02月15日)。

- ＜対象＞ 11カ国に「経済的なつながり」がある場合、すべての金融機関によるすべての商品及び市場に関するすべての取引。
- ＜税率＞ 株式や債券、短期金融資産、レバ取引、証券借付取引は0.1%、デリバティブ(金融派生商品)取引は0.01%。取引にかかわった各金融機関が支払う。加盟国はこれより高い税率を適用することも可能。
- ＜例外＞ クレジットカード、預金、通貨のスポット取引など日常的な金融取引は課税対象とはならない。株式や債券、投資信託ユニットの資金調達を目的とした発行も対象外。
- ＜課税逃れ防止対策＞ 11カ国内の金融商品に関する取引は、時期や場所を問わず課税されるとの「発行原則」を採用。課税地域からパブリックな地域へ取引が移ることを阻止することが狙い。
- ＜税収見込み＞ 年間300億〜350億ユーロ

●11カ国 FTT は日本の金融機関にも関係してきます。早急に FTT 検討を。

ところで、課税対象ですが、加盟国の金融機関どうしの取引では両金融機関に課税されることとはちがうんです。加盟国の金融機関と取引した非加盟国の金融機関も課税対象となります。例えば、＜非加盟国である＞日本金融機関が＜加盟国のフランスの金融機関と取引した場合、世界のどこで取引を行ったとしても、日本の金融機関にも課税され、フランスの税当局に納税しなければならない規定となっています。さらに、租税回避策をめぐって、同税率では発行主税原則を取っており、加盟国で発行された金融商品に關して加盟国国外で取引された場合にも課税されることとなります。

このように欧州で実施されようとしているFTTは、日本の金融機関や金融市場には無関係どころか、大きく影響してきます。

従って、日本においても国民を挙げて早急にFTTについての検討が求められています。そしてFTTの積極的意義を踏まえ、欧州11カ国と連動しつつ導入を図っていくことが期待されます。

出典：国際運送税フォーラム (FISL) 事務局

最近発表した臨床研究における不正問題の時系列表ーデータバリエーション問題を中心にー

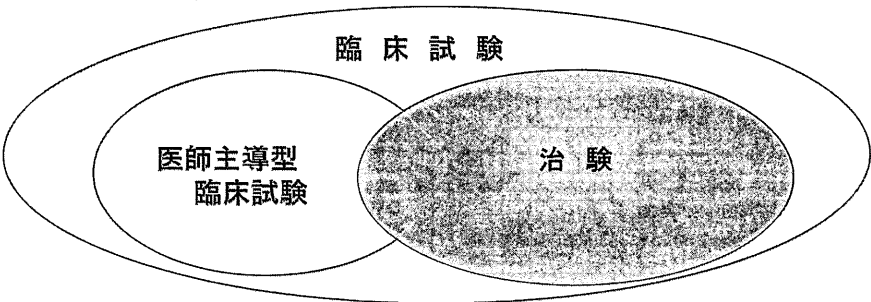
年月	データバリエーション問題	その他の問題
平成12年 (2000年)	11月 デイオバレン（一般名：バルサルタン）国内発売開始。	
平成14年 (2002年)	問題となる臨床研究開始。	
平成24年 (2012年)	2月 3月 4月 6月 12月 2月 3月 5月 6月	東京医科大学助教授による、iPS細胞から心筋細胞を作り、重症の心臓病患者に移植したとする3論文の、名古屋国立大学准教授による老化防止研究などの8論文で、画像データを改竄・捏造が発見。 東京大学准教授（精神科医）による少なくとも172論文のデータ捏造が発見。 小児科医の肥満症治療薬の治療において、データ改竄が発見、承認申請取り下げ。 小児科医の肥満症治療薬の治療における不正と承認申請取り下げが報道される。 京都府立医科大学が内部調査の結果（データ操作を認定）を公表。 ノバルティスファーマーが社内調査の結果（データ操作の証拠は発見できず）を公表。 東京慈恵会医科大学が内部調査の結果（データ操作を認定）を公表。 ノバルティスファーマーが5大学に計11億3290万円の奨学金助成金と公表。 滋賀医科大学が内部調査の結果（データ操作を認定）を公表。 11月 12月
平成25年 (2013年)	7月 8月 9月 10月	アルツハイマー病早期発見プロジェクト「J-ADNI」のデータ改竄疑念を研究関係者が厚生省に内部告発。 12月 1月
平成26年 (2014年)	2月 3月	J-ADNIのデータ改竄疑念が報道される。 厚生労働省からJ-ADNI研究責任者に内部告発メールを届けている問題が発見。 白血球治療薬「タシタ」の副作用に関する臨床研究において、患者アンケート回収にノバルティスファーマーが関与していた問題が発見。 高血圧治療薬「プロリス」の広告に、臨床研究とは異なるグラフが用いられていることが発覚。 プロリスの広告が日本製薬工業協会の規約に違反していることについて、製薬業界が謝罪。 厚生労働省は薬事法違反（誇大広告）の疑いで調査を開始。

（出典）別紙資料リストに掲載した資料及び各社新聞報道を基に作成。

出典：国立国会図書館

臨床試験の法的規制は

- ❑ 我が国では臨床試験の法的規制が不十分
- ❑ 医薬品の製造承認を得るための「治験」には薬事法による規制
- ❑ それ以外の臨床試験研究には、強制力や罰則のないガイドラインのみ



(平野達男委員資料)

○ 三位一体の改革(2004～2006年度)

・国庫補助金改革 4.7兆円

・税源移譲(国→地方) 3兆円

(単位:億円)

	都道府県	市町村	計
交付団体	16,800		
不交付団体	4,500		
計	21,300	8,700	30,000

※ 金額は、税源移譲見込額。

また、交付・不交付団体は、平成18年度普通交付税算定による。

・地方交付税総額・臨時財政対策債の削減

▲5.1兆円

(単位:億円)

	都道府県	市町村	計
交付団体	▲28,200	▲20,600	▲48,800
不交付団体	▲300	▲1,000	▲1,300
計	▲28,500	▲21,600	▲50,100

※ 上記の他、特別交付税の減▲1,300億円

※ 平成15年度及び18年度における普通交付税及び臨時財政対策債の差額を機械的に算出。(年度間の交付団体・不交付団体の異動は反映していない。)

○ 地方法人特別税・譲与税の創設(2008年度)

規模:1.8兆円(創設時想定及び22、23年度実績の平均)(当初2.6兆円を想定)

都道府県のみが対象

(単位:億円)

	財源(A)	再配分(B)	差額(B-A)
交付団体	13,600	15,700	+2,100
不交付団体	4,400	2,300	▲2,100
計	18,000	18,000	—

※ 交付・不交付団体は、平成25年度普通交付税算定による。

出典 総務省資料を基に平野達男事務所作成
平成26年3月18日 参議院財政金融委員会

新党改革・無所属の会 平野達男 ①

[消費税8%段階]

地方消費税増収と地方法人課税見直しの影響想定額(全国ベース)

・法人住民税法人税割の国税化 都道府県分:5.0%→3.2%、市区町村分12.3%→9.7%

(単位:億円)

	都道府県	市町村	合計
地方消費税引上げ(1%→1.7%)による実質増収額(増収分から社会保障充実等分を控除した額)	6,965	6,335	13,300
	[1,063]	[905]	[1,968]
法人住民税法人税割の国税化(地方法人税(国税)の創設)の額(法人住民税の減収額)	▲2,772	▲3,030	▲5,802
	[▲1,129]	[▲721]	[▲1,850]

注1:[]は不交付団体ベース

注2:法人住民税法人税割の国税化の額(都道府県及び市町村の内訳)は、都区財調を踏まえた実質的な影響額

(参考)

地方法人特別税・譲与税の規模(現行規模18,529)	12,353		12,353
----------------------------	--------	--	--------

【法人住民税法人税割の税収】5年決算平均(H19～23年度)

【地方法人特別税・譲与税】制度創設時の想定額及び22年度・23年度の決算額の平均

出典 総務省資料を基に平野達男事務所作成

平成26年3月18日 参議院財政金融委員会 新党改革・無所属の会 平野達男

○ 地方法人特別税・譲与税の規模見直し(3分の1縮小)による影響額
2,100億円×(18,529-12,353)÷18,529=約700億円

⇒ 交付団体:約▲700億円
不交付団体:約+700億円

②